

平成26年度児童福祉問題調査研究事業報告書

放課後児童健全育成事業に従事する者の研修システムに関する研究

主任研究者 松村 祥子

放送大学 名誉教授

平成27年3月

秋草学園短期大学

## 目 次

### はじめに

<b>第一章 本研究の背景と研究目的・方法（事業要旨）</b> .....	1
第一節 放課後児童支援員研修の課題 .....	3
第二節 本研究の目的と方法 .....	5
<b>第二章 放課後児童クラブの研修の現状と課題</b>	
（放課後児童クラブを運営する団体の研修実態調査） .....	7
<b>第三章 放課後児童クラブに従事する者の研修にeラーニングを導入する意義と課題</b> .....	29
第一節 デジタル教材等の活用状況についての聞き取り調査 .....	31
第二節 放課後児童支援員研修における学習効果 .....	43
第三節 保育系・福祉系分野における映像資料の分析 .....	55
<b>第四章 研究のまとめと提言</b> .....	61
第一節 「放課後児童クラブを運営する団体の研修実態調査」のまとめと提言 .....	63
第二節 「デジタル教材などの活用状況についての聞き取り調査」のまとめと提言 .....	64
第三節 「放課後児童クラブ支援員研修における学習効果」のまとめと提言 .....	65
第四節 「保育・福祉系分野における映像資料の分析」のまとめと提言 .....	66
第五節 今後の研究課題と謝辞 .....	67
<b>添付資料等</b> .....	69
添付資料 .....	71
執筆者一覧、成果の公表方法 .....	88
研究会・ワーキンググループの開催概要 .....	89

はじめに

全国の2万2084か所の放課後児童クラブには、93万6452人の児童が登録しており、そこで児童の育成支援をする職員は9万4293人である（2014年5月、厚生労働省）。

本研究の背景には、近年の政策・制度の動向を踏まえて、放課後児童クラブで児童を育成支援する職員の資質の向上のための研修システムを緊急に整備しなければならないという状況がある。

特に、2014年4月に公布された「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に定められた「放課後児童支援員」及び2015年4月施行予定の「子育て支援員」（放課後児童クラブ補助員）の研修システムの構築が急がれている。これについては2014年度の「放課後児童クラブの質の向上のための研修企画検討会」及び「子育て支援員研修制度に関する検討会」で研修科目・時間数・講師要件などが決められたが、研修の実施については地方自治体にゆだねられている。

具体的には、2015年4月より本格施行される子ども・子育て支援新制度の下で、放課後児童支援員の認定資格研修の実施が都道府県に義務化されたことに伴い、これまで実施してきた現任研修との体系的な整理が必要となるだろう。また、区市町村は、放課後児童健全育成事業を含む地域子ども子育て支援事業を総合的かつ計画的に行う責務を有し、事業の実施主体としての位置づけが明確化された中で、身近な場所で効果的効率的な研修体制を整備する役割を求められている。

地方自治体では、上記の課題への取り組みをすでに進めているところもあるし、これから本格的な展開を図るといった段階のところもあるが、全国共通もしくは地域独自の多くの課題に直面することが予測される。

本研究における問題意識は、放課後児童支援員の質と量への期待が高まる現在、「小規模で時間的に研修に出にくい放課後児童クラブの職員に対する研修をどのような形にすれば、広くかつ効果的に実施していけるか」、「その一つの手段としてデジタル教材の使用とeラーニングの導入があるのではないか」ということである。

調査の方法としては、関係諸機関の研修担当者に研修実態と研修への要望等についての聞き取り調査と書面調査をおこなった。ここでは、今後の研修の一つの方向としてのデジタル教材（DVD等）使用とeラーニング（PCやインターネットを使った遠隔学習）に関する経験と意識等の状況についても質問した。結果として、調査対象を放課後児童健全育成事業関係者以外にも広げたことによって、分野による違いも明らかになり、大変興味深いデータが得られた。放課後児童クラブの職員研修システムの新たな構築と実施は、これからの放課後児童クラブの発展の鍵である。行政担当者をはじめとして、放課後健全育成事業にかかわるすべての事業者、職員、保護者及び研究者・教育者等の熱意と工夫が期待される。本研究がその一端になれば幸いである。

2015年3月

放課後児童健全育成に従事する者の研修システムに関する研究 主任研究員 松村祥子

# 第一章

## 本研究の背景と 研究目的・方法 (事業要旨)



## 第一章 本研究の背景と研究目的・方法（事業要旨）

放課後児童クラブは、共働きなど留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図るものである。2015年（平成27年）4月からは、対象年齢が「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童になる。

放課後児童クラブは、これまで多様な形態で運営され、各地域におけるニーズを満たしてきたが、新たな基準が策定され、それに沿った実施を義務づけることにより、全体的な質の底上げを図ることが目指されている。第一節では、2014年（平成26年）の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（厚生労働省令第63号）と、2014年（平成26年）の「放課後児童クラブの質の向上のための研修企画検討会」での審議項目等を整理することによって、放課後児童支援員の研修に関する課題を明らかにする。第二節では、どのような目的と方法で本研究を遂行したのかについて述べる。

### 第一節 放課後児童支援員研修の課題

#### 1. 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」で示されていること

この基準は「社会保障審議会児童部会放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」の議論を踏まえて作成され、2014年（平成26年）4月に厚生労働省令として策定・公布された。育成支援の目的、職員、開所日数、設備、児童の集団の規模、開所時間、その他の基準が従うべき基準と参酌すべき基準に分けて定められている。特に本研究と関連の深い職員に関しては、従うべき基準として次のように規定されている。「○ 放課後児童支援員（※1）を、支援の単位ごとに2人以上配置（うち1人を除き、補助員の代替可） ※1 保育士、社会福祉士等（「児童の遊びを指導する者」の資格を基本）であって、都道府県知事が行う研修を修了した者（※2） ※2 平成32年3月31日までの間は、都道府県知事が行う研修を修了した者に、修了することを予定している者を含む」（厚生労働省令第10条）。さらに第10条第3項において、都道府県には、「放課後児童支援員として必要な基本的生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識・技能を習得し、有資格者となるための研修（「認定資格研修」）を実施することが義務付けられている。

新「放課後児童クラブガイドライン」（2015年3月）には、基準に沿った放課後児童クラブについての現状と課題、考え方が示されているが、事業の運営主体による研修機会の提供、放課後児童支援員自身の研鑽努力、そして市町村及び都道府県の研修についての責任等が強調されている。すなわち、放課後児童支援員研修においては、地域事情等は勘案するとしても、放課後児童クラブの質の向上という尺度から大きな格差が生じないようにすることが重要である。

## 2. 「放課後児童支援員に係る都道府県認定資格ガイドライン」

上記の基準に照らした放課後児童支援員の研修についての検討会が2014年度（平成26年）に8回にわたり開催された。ここでは、都道府県が実施する認定資格研修に対して、研修科目・時間数や実施方法などについての議論がおこなわれた。加えて、この検討会では、放課後児童クラブの補助員となる子育て支援員専門研修（放課後児童コース）の研修科目・時間数や実施方法についての審議もあった。さらに、都道府県と指定都市・中核市・区市町村が研修を実施する上での担うべき主な役割を明らかにすることや事業者の役割（基準第8条）を明らかにすること等によって望ましい研修体系についても検討された。初任者研修、中堅者研修、リーダー研修及び事業責任者研修などについては、「新・放課後児童クラブガイドライン」に添って整理することになった。尚、今後の課題として、電子的情報技術（eラーニングなど）の活用についての要望も出された。認定資格研修の項目・科目及び時間数は表1-1-1の通りである。

表 1-1-1 放課後児童支援員に係る都道府県認定研修の項目・科目及び時間数

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解 【4.5時間（90分×3）】<ol style="list-style-type: none"><li>① 放課後健全育成事業の目的及び制度内容</li><li>② 放課後児童育成事業の一般原則と権利擁護</li><li>③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ</li></ol></li><li>2. 子どもを理解するための基礎知識 【6.0時間（90分×4）】<ol style="list-style-type: none"><li>④ 子どもの発達理解</li><li>⑤ 児童期（6歳～12歳）の生活と発達</li><li>⑥ 障害のある子どもの理解</li><li>⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解</li></ol></li><li>3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援 【4.5時間（90分×3）】<ol style="list-style-type: none"><li>⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援</li><li>⑨ 子どもの遊びの理解と支援</li><li>⑩ 障害のある子どもの育成支援</li></ol></li><li>4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力 【3時間（90分×2）】<ol style="list-style-type: none"><li>⑪ 保護者との連携・協力と相談支援</li><li>⑫ 学校・地域との連携</li></ol></li><li>5. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応 【3時間（90分×2）】<ol style="list-style-type: none"><li>⑬ 子どもの生活面における対応</li><li>⑭ 安全対策・緊急時対応</li></ol></li><li>6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能 【3時間（90分×2）】<ol style="list-style-type: none"><li>⑮ 放課後児童支援員の仕事内容</li><li>⑯ 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守</li></ol></li></ol> |
|---|

## 第二節 本研究の目的と方法

本研究の目的は、放課後児童クラブの多くの従事者がクラブの運営に支障をきたすことなく、研修の受講を可能とする効果的な研修システム、体系、方法等について研究することである。

研究の進め方としては、研究会とワーキンググループを設置し、放課後児童クラブに従事する者の研修実態及び関連福祉領域における職員研修の先進的事例についても調査し、望ましい研修システム構築のための検討をすることとした。

研究会は、2014年12月から2015年3月までの間に月一回合計4回開催し、研究の方向の決定、役割分担、調査対象及び調査票についての検討を調査協力者・オブザーバーと共にこなうことにした。研究会の下に2つのワーキンググループを置き、その一つは放課後児童クラブにおける研修全体の実態についての事例調査及び職場内研修(OJT)を主たる研究テーマにした。もう一つのワーキンググループは、研修におけるデジタル教材DVD等の使用とeラーニング導入の可能性等を研究テーマにした。ワーキング研究会の開催は概ね月1回実施し、研究テーマごとの企画・分析をおこなった。

本研究の実施体制は、表1-2-1に示す通りである。

表 1-2-1 研究事業の実施体制

---

(事業の全体のとりまとめ)	(事業担当者)	
秋草学園短期大学長	放送大学名誉教授	松村祥子
近喰晴子	放送大学准教授	高橋秀明
	秋草学園短期大学助教	秋山展子
	仁愛大学非常勤講師	依田秀任
	立正大学非常勤講師	渡部博昭
	(研究協力員)	
	鎌倉女子大学非常勤講師	野中賢治

---

尚、研究テーマごとの研究進行と成果については、第二章と第三章で報告する。第四章では本研究全体のまとめとして、各研究員からの問題提起と今後への展望を示している。調査票、引用文献、参考文献・資料などは各章・各節末に記載し、巻末には、放課後児童支援員認定資格研修(概要)とヒアリング調査対象一覧等を掲載している。



## 調査における倫理面への配慮

本研究における倫理面への配慮は下記の通り行った。

- ①ヒアリング及び研究員による報告は、事前に調査及び報告の趣旨とヒアリング及び報告の内容について説明を行い、同意を得て実施した。ヒアリング及び報告の資料は、提供者の同意を得て掲載することとした。
- ②報告書作成に際しては、利用者データや事例などについて研究倫理上必要な手続きを経ていること及び記述においてプライバシーが侵害されないようにすることに留意した。

## 第二章

# 放課後児童クラブ の研修の現状と 課題



## 第二章 放課後児童クラブの研修の現状と課題

### (放課後児童クラブを運営する団体の研修実態調査)

#### 1. 調査の概要

##### (1) 調査目的

放課後児童クラブガイドラインでは、放課後児童指導員の役割の一つとして「放課後児童指導員としての資質向上」を謳っている。放課後児童指導員の現任研修の実施は、児童の大切な放課後の生活を預かる事業体として当然のことであり、放課後児童クラブを設置運営している自治体、各種団体としても、当該自治体の放課後児童クラブの設置の目的や背景、職員の採用要件、運営の状況等を踏まえながら、それぞれの視点と方法で現任研修を実施してきている。

本研究会では、新たな研修システムの構築について研究を進めるにあたり、各実施団体の現任研修に対する考え方と、このように各地域で独自に実施されている現任研修の実態を無視して検討することはできないとの考えから、ヒアリング、ならびにヒアリングシートによる調査を実施して各実施団体の傾向を把握し、検討の際の考慮事項とすることを目的として実施した。

##### (2) 調査対象と調査日

放課後児童健全育成事業を複数で実施するとともに所属する従事者に対して体系的に研修を実施している自治体・団体の情報収集を行った上で、都市の規模や地域、事業の実施形態等を勘案して全国6か所を調査対象とすることとした。

その詳細は本章2 調査結果、および添付資料2 調査対象一覧で別途記述する。

##### (3) 調査方法

調査対象とした6か所のうち、4か所について研究員が分担して現地に出向きヒアリングを実施した。調査対象者には、事前に本研究の趣旨説明と「ヒアリングシート」を送付し、ヒアリング項目について承知をして臨んでいただいた。ヒアリング時には記録用にICレコーダで収録した。予めヒアリングシートを送付しているため、基本的に調査項目に沿った話をしていただいたが、調査対象者の研修経験や調査項目に関わる周辺情報を含め、幅広く聴取するために、調査対象者に自由に話していただくこととした。

書面調査のみの2か所については、前述の4か所と同様のヒアリングシートによる郵送調査法で実施した。

## 2. 調査結果

現地に赴いた4か所については、ヒアリングシートの項目に沿って「放課後児童クラブの概要と職員」「研修の実態」「研修のためのデジタル教材、eラーニングの可能性」「今後の課題」の4項目にまとめて記述した。

書面調査のみの2か所については、前記4か所も含めて表としてまとめ、傾向を比較した。(表 2-1)

表 2-1 「放課後児童クラブを運営する団体の研修実態調査 ヒアリングシート」 比較表

調査先	A 公益財団法人 藤沢市みらい創造 財団	B 公益社団法人 京都市児童館学童 連盟	C 公益財団法人 さっぽろ青少年 女性活動協会	D 八尾市 こども 未来部 青少年課 放課後児童育成室	E 福島市 健康福祉部 児童福祉課	F 法人F
調査項目						
1 所管クラブ数	43 か所	8 か所	188 か所	28 か所	59 か所	13 か所
2 設置運営形態						
(1)公設公営	0 か所	0 か所	188 か所	28 か所	0 か所	0 か所
(2)公設民営	10 か所	8 か所	0 か所	0 か所	0 か所	13 か所
(3)民設民営	33 か所	0 か所	0 か所	0 か所	59 か所	0 か所
3 勤務職員数	223 人	40 人	1,000 人	182 人	238 人	13+(登録学童支援 員40人程)
4 前提資格	特になし	特になし	保育士,教諭免許, その他	保育士,教諭免許, その他	保育士,教諭免許, その他	保育士,教諭免許, その他
(3)自由記述			(1)、(2)が99%。(3)は 児童厚生員、社会福 祉士	教諭免許は幼稚園教 諭。その他は児童厚 生員	採用は各クラブの判 断となるが、市の要綱 で「教諭又は保育士、 その他これに準ずる 者」の従事を求めている	児童厚生1級・2級指 導員資格
5 研修対象	新採用者,初任者, 中堅職員,指導者層	新採用者,初任者, 中堅職員,指導者層, 施設長	新採用者,初任者, 施設長,その他	初任者	新採用者	新採用者,初任者, 中堅職員,指導者層
6 職場外研修						
(1)H25 研修回数	23 回	23 回	35 回	9回	1回	1回
(2)研修運営人数	5人	3人	20人	5人	1人	1人
7 職員OJT						
(1)クラブ内研修	おこなっていない	把握していない	おこなっている	おこなっていない	把握していない	おこなっていない
(2)スーパービジョン	おこなっている	把握していない	おこなっている	おこなっている	把握していない	おこなっている
8 研修の運営管理						
1)所属職員受講計画	策定している	策定している	策定している	策定している	策定していない	策定している
(1)自由記述		京都市児童館・学童保 育所職員研修実施要 領に則って実施してい るため			各クラブで策定してい る場合があるが、市で は把握していない	

調査先	A 公益財団法人 藤沢市みらい創造 財団	B 公益社団法人 京都市児童館学童 連盟	C 公益財団法人 さっぽろ青少年 女性活動協会	D 八尾市 こども 未来部 青少年課 放課後児童育成室	E 福島市 健康福祉部 児童福祉課	F 法人F
調査項目	管理していない	管理している	管理していない	管理している	管理していない	管理している
(2)受講記録管理		上記要領に則り、体系的に学んでもらうため	受講状況を調べることができる	課題の事前提出、出席簿管理、振り返りシートを回覧する	各クラブで管理している場合があるが、市では把握していない	
(2)自由記述				測定していない	測定していない	測定していない
(3)効果測定	無回答	測定している	測定していない		測定していない	測定していない
(3)自由記述		アンケートを実施している	OJTの中で含まれるので		各クラブで測定している場合があるが、市では把握していない	主任会やサークル内での報告の場を持っている
(4)人事考課等の反映		反映していない	反映していない	反映していない	反映していない	反映していない
(4)自由記述	無回答	処遇に反映するのは、予算の関係上困難である		研修の受講は仕事の一環であるという観点から	各クラブで考慮している場合があるが、市では把握していない	
(5)受講促進	促進支援している	促進支援している	促進支援している	促進支援している	支援の仕組みはない	促進支援している
(5)自由記述	児童が帰宅する前の午前中に実施。年度の計画予定日も年度の当初に周知している	職員研修実施要領による計画と各職員の受講状況を館長が把握し、対象者に声かけをしている	午前中の開催日程等の情報に早期提供	奨学金等をつけている	特段の仕組みはない	研修受講時には、職員員のローテーションで補充
(6)自己研鑽支援	支援がある	支援がある	支援がある	支援がある	支援はない	支援がある
(6)自由記述	外部研修も必要と思われものは勤務として認める。研修の情報が入れば、全職員に周知し、申し込みは一括して事務局で行っている	自主研修の支援における補助金交付要件を定め、独習による資質向上を支援している	出張扱いとする費用負担義務化	時間と情報に関しては支援している		時間的には有給休暇などあてることができる

調査先 調査項目	A 公益財団法人 藤沢市みらい創造 財団	B 公益社団法人 京都市児童館学童 連盟	C 公益財団法人 さっぽろ青少年 女性活動協会	D 八尾市 こども 未来部 青少年課 放課後児童育成室	E 福島市 健康福祉部 児童福祉課	F 法人F
9 デジタル教材の使用 (1)-① どのようなものか	使用したことがある アレルギー研修 エビペンの扱い	使用したことがある 講義の中で、事例や実 際の活動風景を受講 者に見てもらおうよう なケース	使用したことはない	使用したことはない	使用したことはない	使用したことはない
(1)-②受講生の反応	好評	好評				
(1)-②自由記述	医師が取り扱いにつ いて説明する内容だ だったので、写真や本 だけでは分かりづら い実技について学べ たから	話だけでなく、実際に 見ることで、イメージ しやすいため				
10 e-learning の要望 自由記述	研修の要望はない	研修の要望はない 準備ができていない	研修の要望はない 会議では使用するこ ともあるが、研修は 人と人との繋がりが 大切であるとの考え から、そのような発 想がない	研修の要望はない 他市と同日にできた ら DVD より双方向 回数がある 質問、集合研修	その他 要望を把握していな い	要望がある
11 e-learning 導入予定 自由記述	導入予定はない	導入予定はない 研修に効果的なのか 不明のため今のとこ ろありません。	導入予定はない テーマによると考え ている 医療的な内容 遊びなど技術のもの	導入予定はない アレルギーに関する研修 を e-learning で 大阪府のホームページ からダウンロード	導入予定はない PCを整備していな いクランプもあり、e- ラーニングは困難と 考えている。	導入予定はない
12 効果的なデジタル教 材 自由記述	イラスト・図絵、写 真、動画 応急手当など実際に 実技を学ぶ必要があ るものは動画が効果 的と思う。	写真、動画 より具体的に理解し やすいため	動画 使い方が重要	動画 アレルギー 防犯 防災（地震・火災・ 不審者2回）	動画 イラストや写真よ り、動画はわかりや すいため	動画 e-learning の活用に より、対象者がいつ でも研修でき、レポ ート等を提出するこ とで効果測定する。



(1) 神奈川県藤沢市・公益財団法人藤沢市みらい創造財団の研修の状況

(平成27年2月3日ヒアリング)

① 放課後児童クラブの概要と職員（ヒアリング日現在）

藤沢市内の児童クラブ	46か所	財団43か所、社福2、学校福祉法人1
管理運営する放課後児童クラブ	43か所	公設民営10か所。民設民営33か所
職員数	223人	うち非常勤174人

放課後児童クラブ指導員の採用に前提となる資格は特に定めていない。非常勤職員には、食品衛生士と衛生管理者の資格取得を求めている。

② 研修の実態

藤沢市みらい創造財団では、基本研修、課題別研修、合同研修、救命講習、指導員研修、派遣研修などをおこなっている（表2-2）。平成26年度では23回の研修を実施した。クラブ長をキャリア別に設定した基本研修を年1回、全職員対象の研修となる衛生委員会を年1回、課題別研修はブロックごとに毎月1回実施している。救命講習は全指導員が2年に1回受講する。指導員は研修計画（表2-3）によって当該年度に受ける研修が把握できる。事務局では個人別の研修受講の管理はおこなっていないが、研修の参加者名簿、振り返りシートや報告書によって確認することができる。また研修を受けた指導員が職場内で報告する機会を設けるようにしている。月2回のミーティングでは、子どもや保護者への対応、ヒヤリ・ハット<sup>1</sup>の事例検討、労働災害のチェック等について各クラブで適宜実施し、事故が起これば事故報告を職場内で共有し改善策を検討している。毎年秋には、業務に関する意見や異動希望等とともに、自己研修についても所属長が聞き取っている。自己評価票により児童クラブの知識、技能等について5段階で評価している。

研修の企画は5人で担当し、研修を午前中に実施することや年度当初に研修予定を周知するよう配慮している。県や市の研修については、その内容に合った職員に割り当て勤務として参加できるようにしている。事務局から割り当てる研修は勤務扱いとなり参加の経費を予算化している。その他の研修の情報についても基本的には全指導員に周知し、その申し込みは一括して事務局が行うこととしているが、それぞれ休暇と自費での参加となる。

<sup>1</sup> 重大な事故やけがには至らなかったが、指導者がヒヤリとしたりハットとしたような体験や事例

表2-2 藤沢市児童クラブ指導員研修体系

	種類	対象	内容
1	基本研修	A(1年目)	指導員の仕事を理解し指導指針に沿ってクラブを運営する
		B(2年目)	クラブ内で児童理解を共有し。児童指導の充実化を図る
		C(3年目)	指導の充実化を図るため、自らの指導を振り返り検討する
		D(4～7年目)	指導員の仕事の専門性を意識した運営、指導を行う
		E・F(7年目以上)	児童クラブの向上、発展を意識し、自ら研究し他の指導員に還元する力をつける
		G(ブロック長等)	事態の予測や状況の分析と判断を正確にし、問題を解決する力を身につける
2	課題別研修	クラブ長	基本研修を深め、その時期の課題について学ぶ
3	合同研修	指導員	運営方針や直面する課題などについて学ぶ
4	救命講習	指導員	普通救命について学ぶ
5	指導員研修	指導員	実践を深め指導技術の向上を図る
6	派遣研修	指導員(定数)	他団体が主催する研修に参加する

表2-3 平成26年度 藤沢市児童クラブ指導員研修計画

研修種別	基本研修							指導員研修
	クラブ長			指導員				
	A	B	C	D	E	F	G	
内容	指導員の仕事を理解し指導指針に沿ってクラブ運営をする。	クラブ内で児童理解を共有し、児童指導の充実化を図る。	指導の充実化を図るため、自らの指導を振り返り検討する。	指導員の仕事の専門性を意識した運営、指導を行う。 - 経験年数の浅いクラブ長を育成する力を高める。	児童クラブの向上、発展を意識し、自ら研究し他の指導員に還元する力をつける。 - 経験の中で指導的立場であることを意識する。			事態の予測や状況の分析と判断を正確にし、問題を解決する力を身につける。 - 指導の充実化クラブの全体運営を意識して、クラブ長を育成する。
人数	2	2	9	10	2	6	10	
種別			実践研修の作成		個人研究			4ヶ月分クラブ長研修
4								
5	6/11合同研修 救急法講習 6/23-24-25-26	6/20 フォローアップ①						指導員研修の企画と実施
6	課題別研修 「野外活動における応急手当」 7/20(水)17時	6/16キャンプ研修 少年の森 7/14(水)17時						クラブ長研修 「野外活動における応急手当」 6/23-27(週長)
7								7/13申請係 講習①②③
9	課題別研修 「救急法」	6/16 フォローアップ②	6/20研修①②	6/23研修①②				課題別研修 救急法 クラブ長研修
10	10/7 課題別研修 「表彰」		10/16実践研修のグループ作成 CC実践報告会					指導員研修の企画と実施
11	課題別研修 「表彰」	11/20 フォローアップ③						11/16申請係 講習①②③
12	指導員研修 「表彰」		12/16実践研修のグループ作成 CC実践報告会					12/9/12(週長)
1								
2	合同研修	2/12フォローアップ④						申請係 予定者研修
3								研修報告 講習①②③

### ③ 研修のためのデジタル教材、eラーニングの可能性

これまで研修において、外部講師の小児科医がエピペンの使い方についてのDVDを使用したことがある。市からDVDを配付されたことがあるが、環境が整っていないクラブもあった。デジタル教材は研修のテーマは選ばれると見ており、具体的には安全なおやつを提供、キャンプの方法や道具の使い方、工作や遊びの実践事例といった実技的なものが望まれるようであった。指導員からeラーニングによる研修の要望はないが、具体的にどのようなものがどのように効果があるかイメージすることができないのではないだろうか。各クラブの現場では事務でパソコンには触れているが、インターネット環境が構築されていない。またインターネットにつなげたとしてもすべてのクラブの指導員が対応できるかどうか不安もあり、セキュリティの問題もクリアすべき課題だという。今後、保護者との情報共有や災害時対応など緊急連絡網としてインターネット環境づくりが求められるため財団事務局としては興味をもっている。県や市からの予算がつくとすれば、こういった研修の仕組みも検討したいが、現状としては環境が整っておらずクラブへの導入には時期尚早だと考えている。

### ④ 今後の課題

キャリア別に求められる役割を達成する研修と個人の課題に合った研修によって、個々のレベルアップにつなげることを課題としている。また、クラブ長が研修を担当しており、通常業務以外に月数回の会議や資料作成等の事務がプラスされることとなる。財団本部としては、クラブ長に児童クラブのビジョン、仕事の基準や理想像を示すとともに、研修の目的について十分な検討・準備が課題である。クラブ長は、他のクラブの職員と話し合ったり、自分のクラブの運営内容を確認したりできる機会が重要であり、市が児童クラブの条例に基づいて行う研修にクラブ長が参加することは歓迎するという。

(2) 公益社団法人京都市児童館学童連盟の研修の状況 (平成27年2月2日ヒアリング)

① 放課後児童クラブの概要と職員 (ヒアリング日現在)

京都市内の児童クラブ	139か所	当該連盟が連絡調整を行っている児童クラブ数
管理運営する児童クラブ	8か所	公設民営8か所
職員数	40人	

本市の児童館、放課後児童クラブ (京都市では「学童クラブ事業」という) は、行政と市内児童館館長・職員の代表者等で構成された策定委員会が策定した「京都市児童館活動指針 (以下、活動指針)」にその機能・役割が示されており、この内容を原則として運営されることとしている。そのため、運営法人や地域特性による差異はあるものの、目指す機能・役割は同一である。

さらに、本市では1978年から「一元化児童館」という方針の元に、児童館に放課後児童クラブ事業を並存させている。

すなわち、児童館の中で自由来館児童と放課後児童クラブ登録児童が共に活動することができる環境を持っているということであり、職員間においても児童館担当、放課後児童クラブ担当の役割分担はあるものの、日常的に相互に協力し合いながら運営されている。

なお、職員 (児童厚生員) の採用に前提となる資格は特に定めていない。

② 研修の実態

当連盟では、平成25年度の研修は24回実施した。研修の企画・担当は概ね3名で行っている。

本市の児童館、放課後児童クラブの研修の特長の一つとして、運営主体の違いにかかわらず、市内全児童館、放課後児童クラブの職員が、必要な時期に、必要な内容の同質の研修を受けることができるということが挙げられる。

これは、本市が活動指針を基に定めた「京都市児童館・学童保育所職員研修実施要領 (以下、研修実施要領)」に則って研修計画を体系的に策定しているためである。各運営主体は前述の活動指針の内容を基本としながら、それぞれの施設を運営している。施設がその機能・役割を果たす上で必要となる職員の資質向上を、研修実施要領に則って体系的に計画された研修を受講することにより図る、という仕組みを確立しているのである。

もう一つの特長として、当連盟と各施設の施設長が職員一人ひとりの受講履歴を管理・把握しており、受講が進まない職員については研修への参加を促す等、各職員が研修会を必ず受講するように仕組化されていることである。これにより、各職員に「必要な時期に、必要な内容の研修」を受講させることができ、同様の研修受講機会を享受するという仕組みになっている。

本市では、「職員の資質向上は、業務研修と自主研修の総合的展開のもとでより効果的に

図られる（京都市保健福祉局子育て支援部児童家庭課（2010:24））」との考えから、上記の研修実施要領に基づく業務研修に加え、業務時間外の受講として位置づける自主研修の受講も推奨しており、受講支援のための補助金交付も行っている。児童館、放課後児童クラブの職員として業務を遂行するための基本的な知識や技術は、業務研修を受講することで市内全ての職員が有し、さらに各自の向上意欲に基づく、自主研修の受講を可能な限り支援する仕組みが整っている。

### ③ 研修のためのデジタル教材、eラーニングの可能性

当連盟がこれまでに、研修においてデジタル教材で使用したことがあるのは、DVD等の映像教材である。講義の中では講師が講師自身の活動に基づく事例や、運営の様子の話をする事が多々あるが、こうした際に映像教材を使用し、話の補填をするものである。話だけでは伝わりにくい活動参加者の表情、雰囲気、内容の細部などが具体的に映像で示されることで、受講者が話の内容と併せてイメージしやすくなり、理解が進むため、受講者からも好評である。今後も写真や動画等のデジタル教材は、より具体的に理解が進むため必要であると考えている。

その一方、eラーニングなどによる研修の要望は今のところ聞かれない。各施設ともインターネットの環境が構築され、eメールの使用もでき、パソコンでの事務処理も可能な状態となっているが、各施設間でパソコン等の機器操作の技術に格差があり、一律に導入を検討する段階に至っていないことが理由である。

また、今後のeラーニング導入に関しては、この方法が活動指針と研修実施要領が掲げる目的の達成に照らして効果的かどうかの検証や議論が必要であるため、予定していない。

### ④ 今後の課題

目下、課題として考えているのが、これまで実施要領に基づいて体系的に研修会を企画・実施してきたが、今般国から示された「放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修」との関係をどのようにしていくかである。2つの仕組みを並存し同時に進行していくことは、研修内容のボリュームを考えると実質的に困難であるため、新たに研修体系を組み立てる必要があるのか、その場合、どのように組み立てるのかを検討する必要があると考えている。

また、放課後児童クラブ職員向けの研修は、実務を考慮すると午前中に実施するのが望ましく、ボリュームを考えると研修の実施時間の確保をどのようにするかも課題である。

### 引用文献

京都市保健福祉局子育て支援部児童家庭課(2010)『京都市児童館活動指針(第2次改訂版)ー21世紀を生きる子ども・家庭・地域とともに歩む児童館・学童クラブづくりー』 pp. 24.

(3) 札幌市・公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会（平成27年2月12日ヒアリング）

① 放課後児童クラブの概要と職員（ヒアリング日現在）

札幌市内の児童クラブ	188か所	民設民営の学童保育所は別に9か所
管理運営する放課後児童クラブ	188か所	公設民営の児童会館で児童クラブを実施している
職員数	約1,000人	

採用の前提となる資格は、保育士、教員免許、社会福祉士、児童厚生員のいずれかとしている。保育士、教員免許を優先し99%が保有。パート職員も同じ要件としている。当該協会所属職員のうち、それらの資格ない職員が児童会館に配置される場合は、現任研修にて児童厚生員資格を取得することとしている。

② 研修の実態

さっぽろ青少年女性活動協会では、9種類の研修を対象・目的別に設定し、年間約35回実施している（表2-4）。新採用者1回、1～2年目の職員に3回、2～3年目の職員に2回以上、館長に1回以上の研修がある。全体研修は、職員全員を集めて方針を伝える研修となる。職員数が多いため、平成25年度は同じ内容で3回行い682名の職員（パート職員除く）が参加している。専門分野研修は、1年目の職員からベテラン職員と一緒に1つのテーマを深める研修となる。「あそび」「カウンセリング」「広報活動」「コミュニティワーク」「特別支援」「援助技術」「コーチング」「グループワーク」の8つのテーマの中から選択する。同じメンバーで3年間継続して学びを深め、その成果を各児童会館内で共有化している。また全市共通様式による「専門OJT自己点検項目一覧」（表2-5）と「専門OJTフォローシート」（表2-6）を独自に作成し、職員の資質向上に活用している。年度当初に「知識」「意欲」「服務・規律」「あそび」「指導・育成」「かかわり」の項目の中からどの項目を強めていくか各職員の個別目標を設定し、工夫した点、良かった点など館長との3回の面談を行い、次年度の研修計画の参考にしている。障害児等配慮を要する子どものケース検討はそれぞれの現場でおこなわれており、障害児の専門家から必要に応じてアドバイスを受けている。

職員の個人別受講計画や受講記録は作成していないが、研修計画によってそれぞれが受けるべき研修を把握している。職員の研修に出たかは、研修参加者名簿によって追っていくことができる。研修の受講が人事考課、処遇等に関係することは特にない。職員が研修を受けやすくするために、午前中の研修設定を意識するとともに、研修の日程設定を早くしてイントラネット等も活用して極力早く周知して現場で体制が組みやすくしている。職員の自己研鑽には、義務免、参加費負担、出張扱い等の支援があり、研修内容によって支援の内容が変わるため、その取扱いは研修計画で示している。

表2-4 さっぽろ青少年女性活動協会こども育成課職員研修計画

	種類	対象	目的
1	全体研修	係長・主任指導員 ・専門指導員 指導員・臨時職員	方針を理解・確認するとともに、施設運営に必要とされる知識、技術の習得、意識の向上を狙いとして実施する
2	専門OJT研修	指導員・臨時職員	これまでの業務を振り返り、職員として必要とされる専門的なスキルと市民から求められるサービスについて、様々な角度から検証し学ぶとともにプロとしてのスキルアップを目指す
3	専門分野研修	主任指導員・ 指導員	多様な市民ニーズに対応し得る専門職としての能力を自らの意思で選択し、専門能力のスキルアップを図る。また、各自が学んだ知識をブロック内でシェアすることによって、知識の定着と情報の共有化を図る。
4	セレクト研修	係長・主任指導員 ・専門指導員・ 指導員・臨時職員	現在、課題としている内容について学び、効果的な自己確認を行うとともに、職員としての意識の向上を図る。
5	新任研修	係長・主任指導員 ・専門指導員・ 指導員・臨時職員 ・フレックススタッフ	児童会館の管理・運営及び職務に必要な基礎知識を習得する
6	放課後児童の健全育成に携わる職員研修	係長・主任指導員 ・指導員	放課後の児童の健全育成に必要とされる専門知識と技術のスキルアップを目指す
7	環境研修	係長・主任指導員 ・指導員	地球環境保全のために職員が学び共通理解を図り、日常活動や事業をとおして子どもたちと環境問題について取り組む機会とする
8	スキルアップ研修	係長・主任指導員 ・指導員・臨時職員 ・専門指導員	協会内外の有益な講座等を提供する
9	派遣研修	希望者より選考 (事前レポート提出)	児童会館職員としての資質向上及び全国的な児童館活動の情報提供管理・運営及び職務に必要な基礎知識を習得する

※さっぽろ青少年女性活動協会「平成25年度こども育成課職員研修報告集」を基に作成

研修担当は1人だか、研修の企画運営には、札幌市内10区から主任各1人、指導員各1人を選出し約20人で当たっている。研修担当者会議を月1回開催し、研修テーマや担当講師を選定している。また、研修の企画・運営に参画することで職員の資質向上をねらいとしている。

表2-5 札幌市児童会館 専門OJT自己点検項目一覧

専門OJT自己点検項目一覧	
分類	点検項目
知識	0歳～18歳までの心と身体の発達課題を理解する。
	子どもを取り巻く社会情勢について、情報収集する。
	子どもが通う小・中学校の通学路を自ら歩き理解する。
	会館で対応する障がい児の、障がい特性について理解する。
	会館におけるけが・事故の適切な処置を理解する。
子どもの権利に関する知識を理解する。	
意識	職員間の報告・連絡・相談をこまめに実行する。
	打ち合わせのとき、自分から積極的に意見を述べる。
	自らの業務を真摯し、改善の提案をする。
	自己啓発に積極的に取り組む。
	わからないことはそのままにせず、聞いたり調べたりする。
職務・規律	自分の担当以外の業務にも積極的に取り組む。
	事務分掌に基づいて、指導員としての業務に専念する。
	公私のけじめを持って業務に取り組む。
	施設の管理や備品の使い方を理解し、大切に扱う。
	指導員として適切な言葉使いをする。
あそび	職場のルールやマナーを守る。
	健康に留意し、明朗活潑な態度で勤務する。
	目的意識を持って遊ぶ。
	集団遊びを行う。
	あそびの軸に入れない子どもに働きかけをする。
指導・育成	子どもと一緒に体を動かし、遊ぶ。
	異年齢の交流を進める。
	遊材・遊具を開発する。
	子どもの気持ちや能力を引き出す。
	子どもの対応について意見交換をする。
かかわり	危険な行為やルールを守らない子どもに状況に応じた注意をする。
	あそびを通して、リーダーを育てる。
	子どもの体調の変化に気を配り、適切な対応をする。
	子どもが自らチャレンジする気持ちを育てる。
	来館者に対して公平にいつも笑顔で対応する。
子どもを名前できちんと呼ぶ。	
来館者が帰るときは、出口まで見送る。	
相手の気持ちを考えた対応をする。(目配り、気配り、心配り)	
子どもや保護者・地域の方とのコミュニケーションを積極的に図る。	
見やすくわかりやすい広報物を作成する。(おたより、掲示板)	

表2-6 札幌市児童会館 専門OJTフォローシート

<input type="checkbox"/> 所属 専門OJTフォローシート (個人)		名前 氏名	フロックス 所属年月日 年 月 日
[指導員の出発確認]		今年度で指導員 年 月 日	指導員 責任者
[指導員の出発確認]		対象者の振り回り [第1期] 15:30までに実施 ( 月 日 )	記録・指導の記録
[指導員の出発確認] 来館者についているおたより等		[第2期] 15:50までに実施 ( 月 日 )	指導員 印
[指導員の出発確認]		[第3期] 16:30までに実施 ( 月 日 )	指導員 印
[指導員の出発確認]		来館者への保護 (スタッフアップ)	指導員 印
開始日	月 日	指導員 印	責任者 印



### ③ 研修のためのデジタル教材、eラーニングの可能性

これまでの研修では講師がDVDを持ち込んで見たことはあった。また子育てサロンや中学生等の児童会館の日常活動を撮影した15分ぐらいのDVDを作成し、新任研修や実習生への紹介に使用することがあるという。研修の機会が十分整っているため、eラーニングによる研修の要望や発想には至らないものと考えられる。常に利用者が出入りする現場は実際にパソコンで1〜2時間研修を受けられる環境ではないとも指摘する。会議などで職員が集まる回数が多いためスカイプ会議の可能性について話に出ることはある。研修を受ける側の職員とともに研修の企画者も、児童会館での業務が人と人との関わりやつながりを重視するため、研修も顔を合わせて行いたいという感覚が強い。また児童会館の指定管理の限定された期間で、組織的なeラーニングの研修システムを導入することには躊躇するものと思われる。

アレルギーの子どもへのエピペンの扱い方、応急手当やAEDの使い方等は、絵や音声情報だけでは理解しづらく、DVDやインターネット教材は効果的である。けん玉の技のやり方や何かの使い方も本や写真ではイメージできないが動画で見れば効果的である。ただし、カウンセリングなどはDVDでは自分のものにはならないと思われ、テーマや研修内容によって効果的な教材は異なるだろう。

### ④ 今後の課題

現在、指導員の研修は事務局(育成課)1人で担当している。現場の主任と指導員によって研修担当者のプロジェクトを組み、月1回3時間ぐらいの会議を設けているが、研修の回数や対象人数が多く、経験年数の幅も大きくがあり、何を学んでいくべきかテーマの設定にも多くの時間を要する。今後階層別の研修の実施を検討している。研修担当者にはやりたい研修はあるが、業務過多で時間がないことや人数の余裕もないことが研修担当者の悩みとなっており、研修ばかりになると現場での日常業務がおろそかになるのではないかという思いもある。専門の研修部署が望まれるところである。

190か所の児童会館にいい事例はたくさんある。出張に行かなくもお互いに伝え合うことでも十分学べるのだが、ホームページやブログで事例を共有する時間はなく、結局別々にゼロから考えて完結してしまっていてノウハウが継承できないことが大きな課題であるという。

(4) 大阪府八尾市放課後児童育成室（平成 27 年 2 月 19 日ヒアリング）

① 放課後児童クラブの概要と職員（ヒアリング日現在）

市内の放課後児童室	28か所	
管理運営する放課後児童室	28か所	公設公営
職員数	182人 (育産休除く)	嘱託指導員が 67 人(他に 12 人育産休中) 任期付短時間勤務職員 43 人(他に 1 人育産休中) アルバイト指導員が 72 人。

八尾市の放課後児童室の指導員は、3つの雇用形態がある。嘱託指導員(以下「嘱託」という)は、月曜日から金曜日までの13時から18時、土曜日や夏休みの長期休業中は9時から17時までが基本的な勤務時間となっている。30代から40代の女性が多く、幼稚園教諭や保育士の勤務経験のある方も多い。任期付短時間勤務職員(以下「任期付」という)は、週31時間勤務となり隔週土曜日が指定休となっている。嘱託と任期付は保育士、幼稚園教諭を含む教員免許、児童厚生員資格を必須としている。嘱託は保育士か幼稚園教諭の資格を有する指導員、任期付では児童厚生員資格を有する指導員が多い。アルバイト指導員(以下「アルバイト」という)は、9時から17時勤務となり、週5日勤務または週6日勤務を契約時に選択できる。八尾市の準公務員的な立場となっており社会保険にも加入している。保育士または児童厚生員資格、幼・小・中・高等学校の教員免許のいずれかを持っていることが望ましいが、必須ではなく採用時の参考にする。資格は問わず採用されるが、指導員となってから児童厚生員研修に参加し児童厚生員資格を取得する者が多く、教員免許取得者とほぼ同数となっている。アルバイトが試験を受けて任期付になることもある。

② 研修の実態

アルバイトと任期付の1年目の指導員には、初任者研修を年2回実施している。アルバイトは中途採用者も多いが年1回は研修を受ける。救急対応の研修は全員が受講する。職場を離れて行う研修は、平成26年度は10回行っている(表2-7)。研修は午前中に設定している。指導員からの研修の要望が多いのは、配慮を要する児童への対応、高学年への対応など、子どもとのコミュニケーションや関係づくりのような内容である。

児童健全育成推進財団主催の「児童厚生員基礎研修」「中堅児童厚生員等研修」、大阪府主催の「放課後児童クラブ指導員研修」に参加する際は、交通費支給と時間外勤務が承認される。研修の企画・運営は市の担当職員1人と嘱託で5年以上の勤務経験がある指導員4人が担当している。嘱託が2年任期で持ち回り2人ずつ交代している。今後は任期付の中からも4～5年以上の経験のある指導員にも担当してもらうこととしている。

職場内研修は形式的なものではないが、各クラブでは1年生が登室する前の13時から14時半ぐらいの間にミーティングを行い、日々の保育のこと、気になる児童への対応、保護者の対応、子どもの指導方法等についての意見交換を行っている。他の児童室でも知っ

てもらいたい事例は全体の研修の場で検討する。指導員は、自分が参加すべき研修は学期ごとに配布する研修予定で理解することができる。研修の出席簿は5年程度管理している。研修に参加した指導員は、研修1週間以内に振り返りシートを提出することとしている。研修の受講が人事や処遇に関係することはないが、研修の効果測定は今後の課題である。市担当者は指導員が研修に参加することは保育と同じ責任のある仕事であると伝えているという。大阪府からの研修の案内については、交通費支給と賃金保証とともに勤務体制が整えられている。指導員の自己研鑽の支援としては、会議や研修会のときに情報提供しているが、年休での参加となり交通費の補助はない。

表2-7 八尾市放課後児童育成室 平成26年度研修実施状況

平成26年度研修実施状況			放課後児童育成室		
テーマ	対象職員	実施日	講師所属	講師氏名	参加者数
高学年における犯罪被害について	嘱託、任期付 アルバイト	4/21	八尾消防署	八尾消防署員	153
連絡会・交流会	嘱託、任期付	5/23	青少年課	嘱託指導員	92
初任者研修会	任期付(兼保) アルバイト	5/26	青少年課	青少年課職員 嘱託指導員	61
普通救命講習会	嘱託、任期付 アルバイト	6/24 6/27	八尾消防署	八尾消防署員	65
高学年を主体とした保育について	嘱託、任期付	9/25	NPO 熊取こども とおとなの ネットワーク	主任指導員	104
レクリエーション・室内遊びについて	嘱託、任期付	11/20	大塚山青少年野 外活動センター	大塚山青少年野外 活動センター職員	91
初任者研修会②	任期付(兼保) アルバイト	11/18	青少年課	青少年課職員 嘱託指導員	71
連絡会・研修会	嘱託、任期付	1/27	青少年課	青少年課職員	
児童厚生員等研修会	希望者	6/10～ 6/13	児童健全 育成財団	児童健全 育成財団	10
児童厚生員等研修会	希望者	7/15～ 7/18	児童健全 育成財団	児童健全 育成財団	1
児童厚生員等研修会	希望者	9/16～ 9/19	児童健全 育成財団	児童健全 育成財団	8
中堅児童厚生員等研修会	希望者	11/25～ 11/28	児童健全 育成財団	児童健全 育成財団	2
大阪府児童厚生員研修会	希望者	10/14 11/13 11/20 11/28	大阪人間科学大学 ABUのこころプロジェクト 大阪府立大学 大阪府立大学 生駒山麓公園		2
大阪府放課後児童クラブ 指導員等研修	希望者	11/5 11/11 12/4 12/11 12/14	大阪府福祉こども局 和歌山大学 和歌山大学 大阪府立大学 AJU 播磨保健所		9
高学年を主体とした保育について (高学年児童発達支援)	希望者	1/15	NPO 熊取こども とおとなの ネットワーク	主任指導員	18
発声方法・話し方について	嘱託、任期付	1/27	NPO 高入まてくら文庫		99

### ③ 研修のためのデジタル教材、eラーニングの可能性

デジタル教材では、救命救急講習の中で1時間ぐらいのDVDが使われたことがある。インターネットやパソコンを使用する研修は指導員の要望はなく意識したことがないと思われる。eラーニングによって、有名な講師や保育経験の豊富な講師の話が聞けるとか、他市町と合同で研修ができるとしたら回数も増えるので魅力はある。指導員がライブで質問できるならなおいい。各クラブに端末を置いて指導員がそれぞれで研修する考えはない。平成25年度の研修では、呼吸器系の医師からエピペンの対応や保管方法の話を聞いたり、警察署から講師を迎えて防犯・不審者対応を聞いたりしたが、子どもの命を守るための機材の使い方や方法についてはDVD等の映像教材は効果的であるという。

### ④ 今後の課題

1年間を通して高めていくような研修が指導員の要望として上がっていた。単発の研修ばかりではそのときは持ち帰ってすぐやってみるが結局続かないものもあった。平成27年度は研修の運営企画会議での意見を汲み取って、指導員としてのあり方や子どもに対する接し方といった内面的なテーマの研修を通年で3回行う研修を行う。研修の半年後どうなったかという検証は難しいので、2回目も同じ講師に指導・助言を受けながら次につなげるような研修を予定しているという。

### 3. 分析と考察

#### (1) 研修の実態に関する分析・考察

今回、放課後児童クラブに従事する現任職員の研修について、ヒアリングおよびアンケートによる調査を行った。そこから、放課後児童クラブの指導員の資質・能力を向上するために各事業主体が様々な観点から研修を実施していることがわかった。

職員の研修の企画・設定にあたっては、その事業主体がどのような放課後児童クラブを目指すのか、またはどのような資質や能力を持った職員を育成していくのか、まずは具体的な職員像を明示することが重要である。その上でもっとも効果的な研修の手法を検討し、優先順位をつけて企画運営していく必要がある。各団体のヒアリングの回答からいくつかの基本的かつ効果的な研修形態があることがわかった。

- ① 職員全員に対して方針や共通の情報を伝える全体研修
- ② さまざまなテーマに対応する課題別研修
- ③ 経験や役割に分けて行う階層別研修
- ④ 指導員の要望や課題意識から時宜に応じて設定される問題解決型研修
- ⑤ 実際のケースについて共有化し援助スキルを高める事例検討

特筆したい研修の手法として、同じメンバーで3年間継続して行う札幌市の専門分野研修があった。単年度契約の雇用形態ではなかなか取り組みにくい方法であろう。年1回の単発行事に終わりがちな研修を通年または数年かけて同じテーマを深めていく手法は、理解度や習熟度を上げその職能を促進することが推察できる。また、研修を受けた指導員がその成果を他の職員に報告、伝達する機会を設けることで知識や技術の共有化につながるとともに、参加者本人の知識・技術の定着化が期待できる。また、職員が研修に参加する際の事前レポートや振り返りのレポート提出も学習の強化になると考えられる。

職員の個人別受講計画や受講記録を作成していたところはなかったが、研修企画者は年度当初または前年度に研修の年次計画を示すことが重要である。研修の企画・運営に職員が参画する方法は、研修に現場視点を反映することができることだろう。

職場内での研修、いわゆるOJTについては、ミーティングなどの機会の研修報告や事例共有等も含めて実際には日常的に行われているが、形式化されていないことで本部が把握することが難しいようであった。記録と報告のあり方については今後の課題といえよう。一方で、現場の本務に支障を来すような研修の回数や時間数は本末転倒であり、研修の効果測定についても考慮された研修体制が望まれるところである。

## (2) デジタル教材、eラーニングの可能性に関する分析・考察

デジタル教材の使用については、調査対象6か所のうち、使用した実績があるのは2か所だった。いずれも講義の一部でDVDを補助的に視聴するという使用である。使用した場面は「アレルギー研修の中で、エピペンの扱いについて」「講義の中で、事例や実際の活動風景を受講者に見ていただく」であった。どちらも受講生の反応は好評で、「写真や本だけでは分かりづらい実技について学べた」「話だけでなく、実際に見ることでイメージしやすい」との回答を得ている。DVDを視聴することにより期待できる効果は、その場になくても、また、実物が目の前になくても疑似的に体験ができることであることが見て取れる。

一方、放課後児童クラブ職員からのeラーニングによる研修の要望や、今後eラーニングを研修に導入する予定については、総じて消極的である。eラーニングによる研修の要望がないことについての主な利用としては、「導入のための準備ができていない」「研修は人と人との繋がりが大切であるとの考えから、そのような発想がない」等である。また、導入予定がない理由としては「研修に効果的なのか不明のため」「PCを整備していないクラブもあり、eラーニングは困難と考えている」等であった。比較的積極的な意見としては「テーマによると考えている。医療的な内容、遊びなど」や「アレルギーに関する研修をeラーニングで」が挙げられていた。

放課後児童クラブでは、まだPCそのものやインターネット環境が整っていない場合や、機器の操作に慣れていない職員の存在が考えられること等から、eラーニングを導入しても有効に機能しないとか、仕組みができて活用されない等の消極的な評価に至るものと思われる。また、「研修は人と人とのつながりが大切」といった意見は、多くの放課後児童クラブ運営団体が同類の意見を持つものと考えられる。

以上のことから、今後の研修実施についても放課後児童クラブ運営団体では対面での研修を中心に企画していくものと考えられる。eラーニングを導入し、効果的に研修を実施するには、まだ条件が整っておらず、時期尚早であると捉える関係者が多いことがうかがえる。ただし、調査対象6か所のいずれもが、デジタル教材による動画は有効だと考えていた。活動事例、応急手当、アレルギー対応等の具体的な映像は、解説と併せて視聴することで、受講者の理解を助け、また場合によっては理解が深まるまで繰り返し視聴することも可能であることがその理由であろう。

今後の研修の理解度や有効性を向上させていく上で、優れたデジタル教材等のコンテンツの開発が望まれるところである。



## 第三章

放課後児童クラブ  
に従事する者の研  
修にeラーニング  
を導入する意義と  
課題





### 第三章 放課後児童クラブに従事する者の研修にeラーニングを導入する意義と課題

#### 第一節 デジタル教材等の活用状況についての聞き取り調査

##### 1. 調査の概要

###### (1) 調査目的

放課後児童健全育成事業に従事する者の研修は、行政、民間団体、指導員会などによってさまざまな形態で実施されてきた。ただ、その内容と頻度には地域差があったし、研修への参加状況は職場環境や従事者個人の生活条件等によっても大きな相違があった。

そこで本研究においては、「時間的制約が多い中で、多岐にわたる業務を課せられている放課後児童クラブに従事する者の研修を広く効果的におこなう方法として、デジタル教材を活用した研修について検討する」ことにした。

当初は「eラーニングの導入」を中心テーマにすることも構想したが、現状に鑑みて、今年度の研究で一気に本格的なeラーニングについて検討するよりは、まず「研修におけるデジタル教材（DVD等）の使用」と「研修主体や受講者がeラーニング導入についてどう考えているか」等についての実態を把握することにした。

###### (2) 調査対象と調査日時

調査実施可能期間が短い中で、調査目的にあったヒアリングを限られた数の対象者で可能とするための選定が必要であった。結果的に次のような調査対象者に話を聞くことができた（一部イニシャルで表記）。

###### a) 放課後児童クラブ分野

- ①全国学童保育連絡協議会（真田祐、佐藤愛子、志村伸之、大前朋子の各氏）

2014年12月25日（木）13：00～15：00

- ②児童健全育成推進財団（岩網良、依田秀任の各氏）

2015年2月6日（金）13：00～14：00

- ③H放課後児童クラブ（A氏）

2015年2月5日（木）14：30～15：10

###### b) 家庭的保育分野

- ④子どもの領域研究所（尾木まり氏）

2014年12月26日（金）10：30～12：00

- ⑤神奈川県県民局次世代育成部次世代育成課（小泉遵子、小谷真人の各氏）

2015年2月13日（金）14：55～15：45

###### c) 介護分野

- ⑥横浜YMCA健康福祉専門学校（小林一郎氏）

2015年1月29日（木）16：00～16：40

### (3) 調査方法

上記6回のヒアリング調査はすべて松村祥子研究員と高橋秀明研究員が現地に出向いて実施した。全国学童保育連絡協議会のヒアリングには、野中賢治研究協力員も参加した。

ヒアリング対象者には、事前に本研究の趣旨説明書と「研修方法に関するアンケート調査票」(参考1)を送付した。ヒアリング時には記録用にICレコーダで収録し、収録場面の写真も撮影した。書面調査ではないので、調査対象者の研修経験などを幅広く聴取するために調査者からの問いに対して、自由に話してもらう方法(半構造化面接法)をとった。

調査者が現地に出向いたことで、回答者の所属する組織の状況が把握できて良かった。また、調査結果Ⅱに示されるような多くの関連情報が入手でき、質問項目以外の有意義な話を聞くことができたことは、本研究に大いに資するものであった。

### (4) 調査結果

本調査は、研修方法としてのデジタル教材の使用についての状況(実態と意識)を把握することが一つのテーマであるが、研修関係者の広く研修に関する意見と展望について聞く良い機会であるので時間の範囲内でその点についても話してもらった。したがって調査結果Ⅰでは予め用意した質問への回答を記した。加えて、調査結果Ⅱとして、ヒアリングの主たる意見の一部を記載した。

#### a) 調査結果Ⅰ (アンケート質問票への回答から)

先にあげた6調査対象(①全国学童保育連絡協議会、②児童健全育成推進財団、③H 放課後児童クラブA 指導員、④子どもの領域研究所、⑤神奈川県次世代育成課、⑥YMCA 健康医療専門学校)の回答の中から主として質問票に関連するものを取り上げると、次のような結果が得られた。

第一に、すべての調査対象機関では何らかの形で、デジタル教材(DVD等)を研修に使用している。しかし、デジタル教材を使用することについての積極性には大きな差があることが分かった。①、②、③(上に表記した6調査対象を番号で示す。以下同様)は研修の中でパワーポイントや写真を使用することはあるが、基本的には対面での言葉による研修が重要であり、補助的に既存のデジタル教材や講師作成のパワーポイントなどを活用しているという状況である。それに対して④、⑤、⑥は研修においてデジタル教材は大変重要であると捉えており、写真、図、既存のDVDを多く使用するだけでなく、自前の研修ビデオも制作していることが分かった。尚、「デジタル教材は受講生にとって好評である」ということはすべての回答にあったが受講生の反応は、①、②、③と④、⑤、⑥では大きな差があり、前者では特定の領域(障害のある児童への支援、安全対策等)での要望が強いが、後者では広範な領域にデジタル教材を利用することが望まれている。

第二に、e-learning(PCやインターネットを使った遠隔地学習)への受講生の要望につ

いては、①～⑥のすべてが「ない」と回答している。理由としては、受講生のPC環境が不十分であることや金銭的にも負担が大きいと予想されるということである。しかし、保育・介護・医療分野ではすでに日本保育協会や民間営利企業等で登録制のeラーニングのサイトが実施されている例もあり、関心は高まっている。

第三の質問として「今後の研修で、何らかの形でe-learningを導入する予定はありますか？」と尋ねたが、これについても①～⑥のすべてが「導入予定なし」と回答している。現状では「環境整備にコストや人や時間がかかるので無理であろう」ということと、「eラーニングそのものについての知識やイメージも持っていないので今は考えにくい」ということである。しかし、同時に、「長期的には新しい形態の研修スタイルが必要であろう」「eラーニングの双方向性への期待は大きい」という意見が出されている。

第四に尋ねた「どのようなデジタル教材が研修にとって必要だと思うか？」という問いには、「図や絵、写真、動画、空間の見取り図、地域環境マップなどを研修に使うと効果がある」と回答者全員が答えた。理由としては、「言葉や文字だけでは伝わりにくいことが目や耳で一瞬にして分かるから」ということである。

質問票の最後として、「研修担当者が研修の課題と感ずること」を聞いた。これについては、①、②、③では、「勤務時間に研修時間が組み込まれていないと研修にでられない」「受講機会に格差がある（受講できる人は何度も可能であるが、全く受講できない人もある）」「小規模であるため代替要員が確保しにくい」「事業者の理解が不足している」などが挙げられた。④、⑤でも「代わりの人がいないので研修に出にくい」「地域的に研修場所が遠いことが多い」「受講生にとって魅力的なテーマと講師を探すのが難しい」ということだった。⑥では、「学生の多様化で講義の習熟度を上げるための工夫が必要とされている」「実技を身につけさせるためには繰り返し学ぶ機会がある」等の意見が出された。

全体として、eラーニングという構えてしまうが、デジタル教材はすでに使用されており、関連DVDについても制作の要望は大きくなっている。ただ、放課後児童クラブや家庭的保育に関する研修の受講生は、世代的にも職場環境としてもパソコンの活用が進んでいないので、パソコンではなくタブレット端末などを使う方法だと普及しやすいのではないかと意見が多かった。

## b) 調査結果Ⅱ（ヒアリング自由回答から）

聞き取り調査の中では、本研究の主たるテーマであるデジタル教材に関するものの他にも研修についての貴重な意見を得ることができた。ここでは、放課後児童クラブ関連のヒアリングの意見の一部を記しておきたい。尚、各回答を得たヒアリング対象は、プライバシー侵害の恐れがあり、明記していない。

（放課後児童クラブ関連分野の回答より）

### b-1 職場の外で受ける研修（OFF-JT）について

- 全国的なもの、都道府県単位のもの、市町村のもの。しかも行政がやるものと、連絡協議会が主催をしてやるものと。そういうものの組み合わせの中で、指導員は結構研修をうけている。
- 行政が積極的に参加を促しているところは多く参加があるが、指導員さん任せにして、こういう研修会があって行きたい人は行きなさいというところはなかなか参加は少ないとか、それも各市町村、県によって結構まちまちなところはある。
- パート的な人にはほとんど研修が保証されていなかったり、中心的な指導員さんだけが参加するような形になっていたりとかいうことがあって、同じ職場の中でも、研修を受けている人と受けてない人がいる。
- 同じ研修をうけると、共通の物の見方や、子どもの見方・捉え方も、共有できる。だからできるだけ一緒に同じ勉強したいとは言っているけれど、なかなかそれが実態としてはできてないようなところがある。
- 研修受ければ、意識が高くなって。また、勉強したいというふうになっていく。逆に、研修を全然受けない人は、学童保育の指導員の仕事って、けがのないように見てるだけでいいんだから、勉強しなくてもいいんじゃないのというような形で、それがまた悪循環になって研修会にはほとんど参加しないという傾向はあると思う。
- テーマとして要望が多いのは、実際に子どもの処遇のことで、配慮を要する子どもたちが非常にふえているので、それを特化した研修を行ってほしいとか、そういった要望が多い。
- 保護者への対応についての研修ニーズも高い。
- 3泊4日という講習に関しては、やはり4日間職場をあけるということで、その時点で参加のハードルというのは結構高い。例えば近くに住んでいるのに泊まらなきゃいけないのかというような要望もあるので、通いの参加形態が可能なプログラムも組んでいる。基礎研修に関しては、次年度以降要望がかなり広がってくると思われるので、参加者の要望を酌みながら設定していくつもりである。
- 自分が指導員の立場で印象に残った研修としては、研究者でも学童のことを理解されている先生なんかは理論的だけど、実践にも引き寄せることができる。学童だけじゃなく、全体的な子どもを見る目とか、人間を見る目というか、何かそういうところも学べたりもする。また、先輩の指導員の、経験のある方のお話なんかも、具体的に子どもの事例を出しながら話してくれると有効である。ベテランでも悩みながらやっていたり、保護者と密に連絡を取ったりとかについて身近に感じながら学べる。

#### b-2 職場内研修 (OJT)について

- 学童保育はチームワークで仕事をしているので、同じメンバーが同じような研修を受けるとか、あるいは、研修、共通の研修を受けたものを持ち帰ってまた職場の中で深める

とかそういったことができるの良い。

- 中堅レベルの職員研修、指導者レベルの職員研修の時に、職場の中でのコミュニケーションのとり方をどうしていけばいいとか、職場のチーム力を上げていくにはどうしたらいいか等の研修内容を入れている。
- 職員さん同士の悩みとしてコミュニケーションの難しさがある。昔から言うハウレンソウがちゃんとできてないとか、上の人にうまくあいに伝える方法は何かないとか、何かそういうコミュニケーションで悩んでらっしゃる方、それで職場を実際に離れてしまう人がとても多い。
- 職場内でいろいろ話し合っ、悩みとか出し合っ、そんなのみんな経験していることだよとか、もうちょっと付き合えば変わってくるよというような職場内での話し合いが一番大事だとは思う。

#### b-3 これからの研修課題

- 今回、市町村単位で研修がちゃんとできるようになれば、一定のそのレベルは確保できる、あるいは、指導員の仕事とは何かということについての共通認識が図られていくという可能性はすごくあると思う。
- 制度がしっかりすればするほど逆に、今まで親と指導員と一緒につくっていくことを大事にしてきたところがどんどん弱くなっていくとかというふうに危惧する人たちももちろんいるし、行政の研修がどんどん普及してくれば、自発的なものが、少なくなっていくんじゃないかというような危惧はある。だから例えば、行政が行う研修にしても、内容は自分たち指導員が考えていかなきゃいけないという。つまり保証するのは行政が保証するとしても、内容をつくったり、その学び方は、やっぱり依然として指導員さんが頑張らないといけないところである。
- 国の制度が変わった、安全のガイドラインがかわったとか、そういったときに大もとのたとえばサーバーとかでデータを更新して、講師のそれぞれの方が最初の10分である程度それをベースとして見せたうえで、講義に入るみたいなことができれば、科目の質の統一とかそういったことにデジタル教材というのはすごく役立つのではないと思う。
- 受講生のいろいろな反応を知るために、デジタル教材とかインターネットを通じての仕組みというのが、研修のアフターフォローとかそういった観点で有効に使えればそれはすばらしいことである。
- 児童館もそうですし、特に放課後児童クラブは指導員さんがどちらかというと例えば子どもの遊びの部分でもデジタルの遊びの機器よりも押しくらまんじゅうだの駆けっこだのというデジタルよりアナログの遊び方を子どもたちに文化として提供していきたい。だから映画よりも絵本だというような文化的価値観を持った方々が非常に多い。
- デジタル、アナログの両方の間があると、そこをつなぐ何かというのはあんまり意識

されなくて（中略）むしろこういうデジタル機器から子どもを遠ざけて、これまでの文化を守るんだというようなそういうメンタリティーが非常に多いし、特に年配の先生方には多いです。便利さよりもむしろ苦勞して手づくりのおやつにしたほうがいいって、もう全部生活につながっているんですね、価値観が。

（家庭的保育分野、介護分野での回答より）

#### b-4 家庭的保育分野での DVD 作成について

- 神奈川県と静岡県が、この研修をどうするかというので、DVD を作ったんです。
- DVD 研修やるのなら、効果測定ということになったので、その試験問題も作りました。
- DVD はないんですかという問い合わせをあっちこっちから受けるんですね。だから、神奈川県と静岡県は作っていますが、あのう、神奈川県、最初はちょっと余ったので、必要などころには、貸し出したり見せたりすることはできるって言ってたんです。
- 実際に市町村でどうやって使ってるかという、研修を講師とか全然頼まずに、これ（DVD）だけ使って、市の担当者が、たぶん一緒にいてですね、質問を受けるっていうことをやっているところもあります。
- 都道府県別で作るんじゃなくて、やっぱりこれは国が作るべきだったと思うんですね。
- 基礎研修だけでも、16 科目 71 項目とかですね。認定研修も 6 科目 40 時間分とかですね。現任研修も 7 科目 18 時間分とか、ものすごい研修、長い研修を、それぞれまたさらに、その専門的な中身でやらなくちゃいけないと。それを各市町村ごとにやるのは、なかなか大変だという話があったんですね。
- そういった中で、やっぱり市町村ごとにやるのがいいんだろうけれども、ただ、教材的には、その、毎回その講師を探してとか、そういうのも大変なので、「じゃあ、DVD を作りましょうか」っていうような話になってですね、それで、22 年度、当初予算ではなくて、9 月補正予算ということで始めたんです。
- 家庭的保育者に貸し出すんじゃなくて、市町村さんが一応受講生を呼んで、それで DVD 流して。必ずその後に、効果測定のテストをやるという中で、理解度テストまでやって、初めて、ある程度の効果が測れるでしょうっていうところをやったんですね。
- これを作るときに、e ラーニングも検討したんです。e ラーニングは、お金がやっぱりかかる規模が、これより全然高くてですね。
- 一応、市町村が指導員を呼び付けるって言いましたけど。その呼ばれることで、行くことがすごく大変なんですよね。そうすると、例えば、おうちで、夜とか、放課後のときに。そういうところで自分でチェックして、何かできるのであれば、e ラーニングだと双方向になってるじゃないですか。

#### b-5 デジタル教材作成の必要性

- やっぱり最初にこの研修はこういうことですよというのが、例えばDVDがあれば、それもある程度、こういう内容なんだということを把握した上でやっていただけるし、実際に、このテキストがあってもですね、養成校の先生方が、やっぱりよくわからない分野はもちろんあるわけです。
- DVDの教材は、実技科目であればこそ、何度も何度もね、繰り返し繰り返し確認できるような形が必要なんじゃないかっていうのが一番最初なんです。
- 研修のテキストに、おまけのようについてるDVDってということじゃなくて、やっぱり特に実技が必要なものについては、繰り返し確認ができるっていうのは、受講生も実は、あってよかったっていう声は、ずいぶん聞きますね。
- 通信教育のシステムもね、そろそろ、タブレットを使ってeラーニングっていう形にしなきゃいけないと。今度介護のほうで始まる実務者研修についてはもう、それを入れるんですよ。そのタブレットの中には、全部テキストが入っていて、そして、それこそ章立てごとに修了試験が、パソコンの中でできるんですね。だから、ドンドンこう旗が揚がって終了して、先へ進めるスタイルなんですよ。
- DVD教材を作りました、配ってます。あそこに出てるじゃないですかっていうのは、ある意味まだ一方的なんですよ。
- DVDを見たら、見たってことがわかるようにしなきゃですね。それでさっきのタブレットのような形になるんですよ。eラーニングで、メールなんかでやりとりしてても、ここまで終わってますっていうことが、言えるわけですね。それがやっぱり大事かもしれません。

(県の立場からの回答より)

#### b-6 放課後児童クラブ認定資格研修について

- 国のほうで言われている全国一律ってなったときの、そのレベルをどういうふうにかう指標なりが出てきた上で、そこをどう判断するのか。やっぱり現場サイドとしては、非常に難しいかなというふうに思っています。
- スキルアップがきちんと測れる仕組みを中にいる支援員がステップアップしていくと同時にそれをしっかり受け止める事業所っていう位置付けとの並立が重要です。
- 県っていう一つの大きい行政っていうものの位置付けを、現場サイドもしっかり認識をしていただくことでつながることはあると思います。

その他、本調査のヒアリングにおいては、多くの貴重な情報を入手し、有意義な意見を聞くことができた。ここにすべてを掲載できないので、ヒアリングの構成のみ下記しておく。



(放課後児童クラブ関連分野)

- ① 全国学童保育連絡協議会
  - ・ eラーニングについての現状
  - ・ eラーニングへの要望
  - ・ 認定資格研修：標準化のメリットとデメリット
  - ・ 「月刊学童保育」巻頭写真について
  - ・ 研修の質保証（職場内研修を含めて）
  - ・ 子どもと親のメディア保有状況
  - ・ 今後の研修課題
  
- ② 児童健全育成推進財団
  - ・ 児童健全育成推進財団の研修について
  - ・ 研修計画等
  - ・ デジタル化について
  - ・ デジタル教材の使い方
  - ・ 研修に関する問題点と今後の課題
  
- ③ H放課後児童クラブ
  - ・ A指導員の担当した研修について
  - ・ 学童保育指導員の勤務条件および職場内研修
  - ・ 本クラブの環境
  - ・ 研修のデジタル化について
  - ・ 本クラブのスケジュールとプログラム等
  - ・ 本クラブの運営
  - ・ A指導員の担当した研修
  - ・ 待機児童について
  - ・ 本クラブのスケジュールとプログラム等

(家庭的保育分野)

- ④ 子どもの領域研究所
  - ・ 家庭的保育分野におけるデジタル教材の活用状況
    - ・ 神奈川県と静岡県におけるDVD作成とその活用・普及
    - ・ 研修方法への要望
    - ・ デジタル教材を含む研修の工夫
    - ・ 家庭的保育分野の研修経験を踏まえ、DVD制作をどうするか？
    - ・ 研修方法の課題
  
- ⑤ 神奈川県県民局次世代育成部次世代育成課
  - ・ 家庭的保育DVD作成の経緯
  - ・ 市町村への指導、テキスト作成、予算等

- ・これまでの神奈川県での経験
- ・ビデオ作成の問題点と今後の方向
- ・放課後児童支援員認定研修について
- ・研修の長期的、広域的課題等

(介護分野)

⑥横浜YMC A健康福祉専門学校

- ・介護研修DVDについて
- ・効果的なDVD作成について
- ・通信教育とeラーニングについて
- ・学生の変化への対応
- ・DVD教材の課題等
- ・地域人材養成への寄与
- ・福祉人材の国際化への対応等

## 2. 分析と考察

### (1) 分野による大きな違いとその背景要因

すでに述べてきたように、デジタル教材の活用に関しては、放課後児童クラブ分野の従来の研修ではあまり積極的に取り組まれなかった。特別支援や安全対策などの特定の分野については、担当講師の裁量でビデオなどを使っている研修もあるが、全般的には紙媒体のテキストと講師の話が主流であった。他方、家庭的保育分野と介護分野では、デジタル教材が積極的に使用されている。もちろん、今回の調査は事例的なものであったが、ヒアリング対象者だけでなく分野全体の傾向として上述の状況があることが予想できた。

他の2分野に比べて、放課後児童クラブ分野の研修でデジタル教材があまり活発に使用されてこなかった背景要因として次の3点が考えられる。

第一に、家庭的保育と介護分野の研修ではケアワークとしての実技指導の占める割合が大きいこと。放課後児童クラブ研修は育成支援ということで、より幅広く生活、教育、保護者や学校との連携が重視されている。

第二に、これまでの研修経緯と関連して、統一した研修方法というより、さまざまな実施者が多様な研修を展開していること。2000年代以降に法律によって規定された研修を展開している介護分野や家庭的保育分野とは異なる状況で研修が実施されている。

第三に、放課後児童クラブ分野の研修の受講者は、子どもの育成支援において人と人の直接的なかかわりやコミュニケーションを最重視している。受講者がデジタル教材より対面的な研修を好んできたということもあるだろう。

## (2) 放課後児童支援員研修への示唆

今回、6 対象に実施したヒアリング結果でも明らかになったように、放課後児童クラブで子どもの育成支援にあたる職員は、一般的に研修時間の確保が難しいこと、職員のキャリアが多様なこと、育成支援の種類と範囲が大きいこと、そして育成支援の目的と価値についての捉え方がさまざまであることが多かった。放課後児童クラブの職員の質を向上させるための研修は、これまで都道府県、市町村、全国学童保育連絡協議会、児童健全育成推進財団及び各種団体・教育機関で実施されてきた。それらの研修の蓄積の効果は大きいですが、他方で地域格差や指導員間の格差があったことも否定できない。

平成 27 年（2015 年）より施行される「放課後児童支援員認定資格研修」と「放課後児童支援補助員研修」では、全国すべての放課後児童クラブの従事する者への研修が義務化される。これまでの地域格差や受講できる人とできない人の差を越えて、一定の質を担保した研修が実施されなければならない中で、デジタル教材のさらなる活用や長期的には e ラーニングの導入についても検討が余儀なくされるに違いない。

ただ、本調査におけるヒアリング回答にみられるように、これからの研修においては標準的な教材を提供し、一定の知識と技術を有する職員を養成すると同時に、放課後児童クラブ内のチーム力を増進し自発的に問題解決するための知恵と力量を備えた職員を育てなければならない。デジタル教材の活用も e ラーニングの導入もこの道筋を踏まえながら進められることが大切である。

### (参考 1) : 参考文献・資料

- ・全国学童保育連絡協議会（2014）『学童保育情報』
- ・全国学童保育連絡協議会（2014）『テキスト 学童保育指導員の仕事』
- ・児童健全育成推進財団（2014）『健全育成論』
- ・全国社会福祉協議会中央福祉学院（2014）『平成 25 年度 社会福祉研修事業年報』
- ・神奈川県保健福祉局 福祉・次世代育成部次世代育成課（2011）『家庭的保育者基礎研修 研修テキスト 平成 23 年度』
- ・神奈川県（2011）『家庭的保育者養成研修 市町村向け教材活用の手引～地域とともに子どもを育む家庭的保育をめざして～』
- ・山内祐平編（2010）「デジタル教材の教育学」東京大学出版会
- ・初任者研修テキストブック編集委員会編（2013）『介護職員初任者研修（DVD 付）』ミネルヴァ書房
- ・秋田喜代美（2013）『秋田喜代美と安見克夫が語る写真でみるホンモノ保育一憧れを育てる』ひかりのくに
- ・社会福祉関係施設紹介 DVD（制作・著作アローウィン、2013 年 11 月）
- ・家庭的保育～その役割と実践～DVD(全 2 巻、新宿スタジオ、2008 年 8 月)

(参考2) : 「研修方法に関するヒアリング調査」調査票

---

研修方法に関するヒアリング調査

(御挨拶とお願い)

私どもは、放課後児童健全育成事業に従事する者の研修システムに関する研究をしています。  
特に、時間的制約が多い中で多岐にわたる業務を課せられている放課後児童クラブに従事する者が多数  
受講でき、かつ効果的な研修の成果を上げるための研修方法として、デジタル教材を活用した研修が  
今年度の研究テーマの一つとなっています。

つきましては、すでに皆様方が実施されている研修の状況と方法についてお教え頂きたいお願い致します。  
ご回答いただいた内容などにつきましては、研究以外の目的では使用いたしません。  
ご多忙の中、誠に恐縮ですがどうぞよろしくご協力お願い致します。

2014年12月18日

放課後児童健全育成事業に従事する者の研修システムに関する研究会

松村祥子 (放送大学名誉教授)

高橋秀明 (放送大学准教授)

---

質問票

デジタル教材及び e-learning に関してお伺いします。

問1 貴方(貴機関)が担当しておられる研修で、デジタル教材(DVD等)を使用しておられますか?

1. 使用している                      2. 使用していない                      3. その他

1と答えた方にお聞きします。

① 使用しているデジタル教材はどんなものですか?

( )

② 受講生の反応について

1 好評                      2 不評                      3 その他 ( )

その理由 ( )

問2 研修の方法として、e-learning (PCやインターネットを使った遠隔地学習)への要望が受講生からありますか?

1 ある                      2 ない                      3 その他 ( )

それはどんな理由からだと思われますか?

( )

問3 今後の研修で、何らかの形で e-learning を導入する予定はありますか？

- 1 ある      2 ない      3 その他

回答の理由

( )

問4 どのようなデジタル教材が研修にとって必要だと思いますか？

(必要なものすべてに○をつけて下さい)

- 1 図や絵等    2 写真    3 動画    4 その他 ( )

回答の理由

( )

問5 研修を担当されていて、課題と感じられること等自由にお聞かせください。

( )

★★回答者について差支えない範囲で教えてください。

問6

① 研修担当者としての期間 ( ) 年 ( ) ケ月

② 現在の所属機関名と職名 ( )

③ 研修にあたりモットーとしていること等

( )

ご回答頂き有難うございました。

頂いたご意見を参考に研究を進め、研究結果は後日ご報告致します。

今後とも何卒よろしくご指導ください。

本研究についての問い合わせ先：\*\*\*@ouj.ac.jp (松村祥子)

## 第二節 放課後児童支援員研修における学習効果

### 1. e-learning とは

ここまで、「eラーニング」「デジタル教材」などの用語を素朴に使ってきたが、ここで、あらためて、これらの用語や概念について、青木(2012a)を参照しながら整理しておきたい。

まず、青木(2012a:10)は、次のように「eラーニング」を定義している。

・eラーニング：情報通信技術（ICT: Information and Communication Technologies）を介して、又は、活用して行う教育や学習

このように定義されたeラーニングには、さまざまな形態の教授学習過程が含まれる。そこで、eラーニングの分類について検討することができるだろう。

#### ・対面授業の割合

青木(2012a:12)は、図3-2-1を示しながら、「対面授業の割合」によって分類している。すなわち、教授者と学習者が対面で教授学習を実施するか否か、という基準にそって、完全に対面で行う「対面授業」から、完全に遠隔で行う「フルオンライン授業」を両極端にして、「ブレンディッド・ラーニング」や「ハイブリッド・ラーニング」と呼ばれる教授学習の分類を上げている。

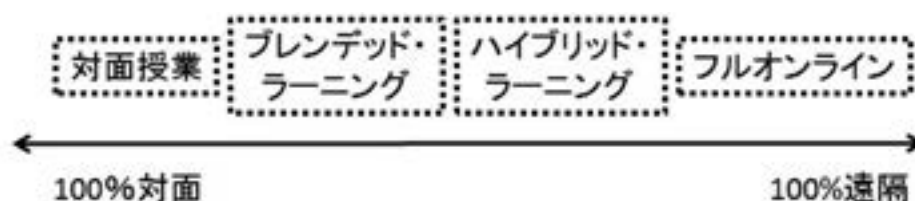


図3-2-1 対面授業の割合

(注：青木(2012a) 図1-1 より作成)

授業においては、さまざまな道具が利用される。教科書、資料、ノート、筆記用具などは、授業内容を超えて利用される、一般的な道具である。さらに、最近では、AV機器、PC、電子黒板、タブレット端末などの道具も利用されるようになってきている。さらに、教室にも、インターネットの環境が整備されるようになってきている。これらの道具を利用して、教授者は教材を配信（表示）したり、学習者は教材を視聴したりさまざまな学習活動（読み書き話し聞く）を行ったりしている。

教授者は単に教授を行うばかりでなく、担当した学習者を評価することも行っている。教育評価においては、学習者の学習活動に関する記録、作品やレポート、テストの結果などのデータが必要となる。

そこで、学習管理システム LMS(Learning Management System)が開発されてきた。すなわち、授業全体のシラバス作成、各授業の進行、学習素材や学習活動、作品やレポート課題の提出、学生間の相互評価など、教授学習に関するさまざまなことを管理するシステムであり、最近では、インターネット環境において Web を利用して使われるものが標準的なものである。

こうして、LMS を利用して、教授者と学習者とが対面で授業をするということが全くなくても、ある科目を履修し単位を取得する「フルオンライン授業」ということも可能な時代になっている。(本節では、LMS としては、Moodle を想定して、以下説明する。放送大学で利用している LMS だからである。)

また、多くの大学では、対面授業を実施する際に、LMS を活用して、各種の学習資料を提供したり、レポート提出をオンラインで実施したり、対面授業とは異なる時間を利用して学生間でコミュニケーションを取ったり共同作業を行ったり、ということを行っており、対面授業とオンライン授業という異なる形式の授業を「ブレンド」(混合)したり、「ハイブリッド」(異種融合)したりしている訳である。

ここで、「デジタル教材」という用語についても整理しておこう。山内(2010:1)はデジタル教材を次のように定義している。

・デジタル教材：教育目標の実現のためにデジタル化された学習素材と学習過程を管理する情報システムを統合したもの

この定義の特徴は、デジタル化された学習素材のみではデジタル教材とは捉えることができず、上記の LMS が典型例であるが、学習過程を管理する情報システムと統合されて初めてデジタル教材と捉えることができる、という点にある。

さて本報告書では「DVD (教材)」という用語も使用してきた。これは、教材配信するために DVD という (デジタル) メディアを媒介としてきたということである。本章第三節において分析されているが、各種の映像資料は、かつてはアナログメディアであるビデオテープや写真などによって配信されていたが、現在では DVD やインターネットなどデジタルメディアによって配信されるようになってきたということである。

それでは、「デジタル教材」の対立語は「アナログ教材」であろうか？ 松河(2010:111)は「デジタル教材は、関連情報へのリンクや動画再生など、アナログ教材では実現できなかった表現ができるという特徴を持っている」と述べている。これは、上記の山内(2010)によるデジタル教材の定義とは若干の矛盾があると言えよう。すなわち、「動画再生」という機能は従来のアナログメディアでも十分に実現することができていたわけである。ここでは、山内(2010:1)による定義が限定しすぎていたと捉え、「デジタル教材」を次のように定義しておく。

・デジタル教材：教育目標の実現のためにデジタル化された学習素材と、その学習素材と学習過程を管理する情報システムとを統合したもの

このように考えてみると、青木(2012a:10)による「eラーニング」の定義と山内(2010:1)による定義とを元にして、「デジタル教材」を次のように定義しても良いであろう。

・デジタル教材：教育目標の実現のために、情報通信技術（ICT: Information and Communication Technologies）を介して、又は、活用して開発された学習素材や情報システムのこと

・同期か非同期か

eラーニングの分類についての検討に戻る。青木(2012a:12)は、図3-2-2を示しながら、学習形態の分類を行っている。すなわち、図3-2-1の「対面授業」とは、教授者と学習者と同じ場所と時間とを共有して教授学習を実施するが、この時間を共有することを「同期」と言う。そこで、eラーニングを分類する際に「同期か非同期か」ということも重要な観点となる。

そして、図3-2-2には、さらに「自学自習か集団学習か」という分類軸も一緒に示している。「自学自習」とは学習者が一人で学習する形態、「集合学習」とは学習者が複数で学習する形態である。

こうして、図3-2-2には2つの分類軸によって、4つの教授学習の形態を代表例で示している。

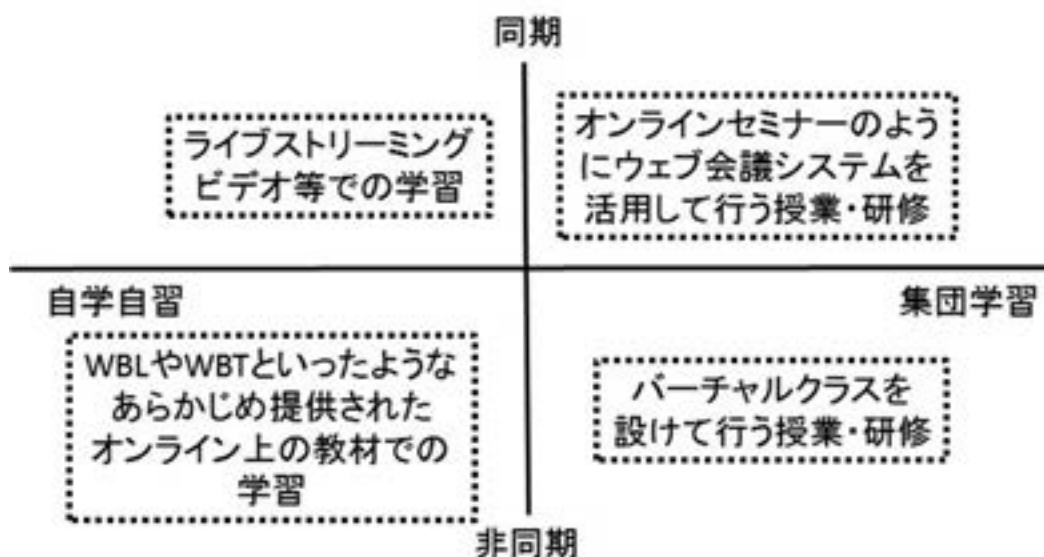


図3-2-2 同期-非同期 と 自学学習-集合学習

(注：青木(2012a) 図1-2 より作成)



- ・同期・自学自習：ライブストリーミングビデオ等での学習
- ・非同期・自学自習：WBL や WBT といったようなあらかじめ提供されたオンライン上の教材での学習
- ・同期・集合学習：オンラインセミナーのようにウェブ会議システムを活用して行う授業・研修
- ・非同期・集合学習：バーチャルクラスを設けて行う授業・研修

なお、放送大学では、2015 年度から「オンライン授業」を本格的に実施するが、そこでは、「知識伝達型か知識構築型か」という分類軸も使われている。すなわち、教授者が授業内容を学習者に伝達するのが主な目的である授業と、学習者が自ら知識やスキルを獲得あるいは深化させていくのが主な目的である授業という区別である。

本研究が対象としている「研修」は、従来は、対面授業、集合学習の形式で行われてきたが、その研修内容に、自学自習で済んでしまうあるいは自学自習の方が研修の効果が期待できる内容は無いのか否か？ 対面授業でないと研修の効果が期待できないのか否か？ 知識やスキルなどを単に教授者から学習者に伝達するだけだったのではないか？ など、あらためて検討する必要があるだろう。

青木(2012a:14-17)は、e ラーニングの利点と欠点についてもまとめているので、ここでも紹介しておこう。

#### <利点>

- ・学習場所の柔軟性：学習者の都合のよい場所で学習できる
- ・学習時間の柔軟性：同期のツールを利用していない限り、学習者の都合のよい時間に学習できる
- ・スケールメリット：教材制作等の初期投資は高いが、受講生が多いほどスケールメリットがある。
- ・学習履歴：LMS を利用すると、学習者毎に、教材へのアクセス時間や、確認テストの結果などの学習履歴情報が残る。
- ・自分のペースで進められる学習：学習者は自分の好きなペースで学習を進めることができる。
- ・復習：教材にはいつでもアクセスできるので、復習することが容易である。
- ・ジャスト・イン・タイム・ラーニング：学習者が学びたい時に学びたい科目や項目を学ぶことができる。
- ・時間や場所に制限されない多数の学習者の同時アクセス：時間・場所に制限されない学習コミュニティを構築することが可能になる。
- ・保守・管理・更新の容易さ：社会情勢の変化に応じて、教材を更新していくことが容易である。

- ・学習者中心主義の学習：学習者の個々人に応じたプログラムを作ることが可能になる。

<欠点>

- ・学習者の自律性の要求：学習者は学習を持続するために、自ら動機づけを維持して学習を継続する必要がある。
- ・コスト：受講者が少ないと、対面授業よりもコストがかさむ可能性がある。
- ・技術的要因：ICT という技術的な要因が、授業の質に影響する。
- ・学習者の ICT リテラシー：ICT に依存する部分が多いので、学習者にも ICT に関するリテラシーが必要となる。

## 2. 本研修の現状から e-learning を導入する意味、意義について

本研究の対象となる研修に、e ラーニングを導入する意味や意義について検討しよう。その際に、本章第一節で検討したように、この研修の学習者である受講生や研修を提供し認定する主体（講師）、さらには研修の内容・方法にどのような特徴があるのかを参考にしよう。

### 受講生の特徴

- ・学習時間の制約、学習場所の制約が大きい
- ・受講生の既有知識や経験に個人差が大きい
- ・動機づけは高いと、一般的には言えるであろう。しかし、受講生の(指導員としての)経験の度合いや、研修の評価基準のレベルなどとの相互作用を想定しておくべきであろう

### 講師の特徴

- ・基礎自治体の多くは、教授内容や方法を開発し維持管理する能力（知識や経験、何よりも財源）が十分でないと言わざるをえないだろう
  - ・内容について専門家が限られる
  - ・対象となる受講生の数が限られるため、コスト・パフォーマンスが低い
  - ・標準的な教授方法、内容を求めている
- 基礎自治体、都道府県、国のそれぞれのレベルで適切な方法や内容があるだろう

### 研修内容・方法の特徴

- ・きわめて多岐、多分野に渡っている
- ・同じ内容であっても、全国共通の内容も、都道府県レベルで共通する内容も基礎自治体独自の内容も、さらには児童クラブ（施設）独自の内容まで含まれる
- ・知識伝達も、知識構築も含まれる

- ・フルオンラインでは済まない（対面研修を必須とする）内容が含まれる
- ・子どもや地域の情報も含まれるために、個人情報などの管理が必要である
- ・学習者の個人情報の管理が必要である

以上の、受講生・講師・内容や方法の特徴から、将来のフルオンラインでの研修も想定しながら、対面での研修に、eラーニングを導入して「ブレンド型」や「ハイブリッド型」の研修を検討して、受講生・講師・内容や方法の問題点を低減していくことができるであろう。

### 3. 研修の事例から学習効果の可能性を探る

#### (1) 動機づけや学習についての理論

eラーニングに限定されないが、eラーニングにおける学習効果を検討する際によく引用される動機づけや学習に関する理論があるので、最初に簡単に紹介しておこう。高橋(2012a)を参考にして動機づけについては ARCS モデルと自己制御学習の考え方を、高橋(2012b)を参考にしてマルチメディア学習の考え方を簡単に紹介する。

- ・ARCS モデル インストラクショナルデザインの研究者である J. M. Keller が、インストラクショナルデザインの実践者に向けて、動機づけに関連する心理学の諸理論をまとめて提唱したモデルである。Keller は、動機づけの概念を 4 つに分類し、それらの要因ごとに、動機づけを高め維持させるための方略を産み出すための質問（プロセス質問）をまとめている（表 3-2-1）。ARCS モデルとは、この 4 つの要因の頭文字から命名されている。

表 3-2-1 ARCS モデル

主分類種	定義	プロセス質問
注意 attention	学習者の関心を捉える、学習する好奇心を刺激する	どのようにしたらこの学習経験を刺激的でおもしろくすることができるだろうか？
関連性 relevance	学習者の肯定的な態度を引き起こすように、個人的なニーズや目的を満たす	どのようなやり方で、この学習経験を学習者にとって価値あるものになるだろうか？
自信 confidence	学習者が成功しそして自分の成功を統制するというところを、学習者が信じ感じ取れることを助ける	どのようにしたら、教育によって、学習者が成功するのを助けたり、自分の成功を統制することができるようにしてあげることができるだろうか？
満足感 satisfaction	達成を内的と外的(報酬)によって強化する	学習者がその経験に満足し、学習を続けようとするようになるために、何をすることができるのだろうか？

(注：高橋(2012a) 表 4-1 より作成)

- ・自己制御学習 自己制御学習 self-regulated learning とは、学習者が自分の学習過程において、自分の学習状況を把握し（セルフ・モニタリング）、自分の学習を制御する（セルフ・コントロール）ことを言う。eラーニングにおいては、学習者は孤独であることが常態であるので、学習者が自分の学習に主体的に取り組み、責任を持つ覚悟が必要であるとも言われることから、自己制御学習の考え方が重視されている。なお、自己制御学習に関する理論はさまざまある。
- ・マルチメディア学習 認知心理学者である R. E. Mayer によって提案した考え方である。マルチメディア学習 multimedia learning の基本的な仮説は「ことばと絵とを合わせて学習した方が、単にことばだけで学習するよりも効果的である」というものである。Mayer は厳密な心理実験を積み重ね、マルチメディア学習の 12 の原理をまとめている（表 3-2-2）。

表 3-2-2 マルチメディア学習の原理

原理	その内容
<b>無関係な処理を少なくするための原理 5 つ</b>	
1 一貫性 coherence	余計なことば、音、図を削除せよ
2 標識化 signaling	重要なことばや図をハイライトせよ（目立たせよ）
3 冗長 redundancy	アニメーションから、冗長なキャプションを削除せよ
4 空間的近接 spatial contiguity	重要なことばとそれに対応する図とは、そのスクリーンやページ内で隣に配置せよ
5 時間的近接 temporal contiguity	対応することばと絵とは同時に表示せよ
<b>必須の処理を管理するための原理 3 つ</b>	
6 分節化 segmenting	授業を、1 つの連続したユニットとしてよりも、理解可能なセグメントに分けて表示せよ。
7 先行訓練 pre-training	鍵となる要素の名前や特徴は、前もって訓練しておけ。
8 モダリティ modality	授業を、絵と印刷されたことばを使ってよりも、絵と話されたことばを使って表示せよ。
<b>生成的な処理を促進するための原理 4 つ</b>	
9 マルチメディア multimedia	ことばだけよりも、ことばと絵とを提示せよ
10 人格化 personalization	話しことばスピーチは、形式的なスタイルでよりも、会話のスタイルで提示せよ。
11 声 voice	スピーチは、機械の声よりも、人間の声で提示せよ。
12 イメージ image	学習の間、話し手のイメージをスクリーンに提示せよ

（注：高橋(2012b) 表 5-2 より作成）

・(ディープ・) アクティブラーニング 青木(2012b:264)においても「学習者の能動的な学習」として「アクティブラーニング」が上がっている。

溝上(2015:32)は、「アクティブラーニング」を「一方向的な知識伝達型講義を聴くという(受動的な)学習を乗り越える意味での、あらゆる能動的な学習のこと。能動的な学習には、書く・話す・発表するなどの活動への関与と、そこで生じる認知プロセスの外化を伴う」と定義している。さらに松下(2015:11-19)は、学生による学習の「深さ」への注目から、「ディープ・アクティブラーニング」という考え方に至っている。そして、深い学習、深い理解、深い関与があるとし、外的活動における能動性も、内的活動における能動性も重視した学習の重要性を説いている。

以上のように、e ラーニングにおける学習効果を検討する際には、動機づけや学習についてさまざまな考え方が提出されてきており、学習者の動機づけを高め維持し、さらには学習効果を高めるためのさまざまな教育方法が存在していることは認めてよいであろう。ただし、教育方法と受講生の学習の「深さ」とは本来独立であることも事実であろう。

## (2) 教材例を通して学習効果(の可能性)を検討する

第1回科目を対象にして、教材案を作成した。その際に、

- ・放送授業型
- ・e ラーニング型
- ・対面研修型

のそれぞれで実施することも想定してみた。教材例を表3-2-3に示したので、以下詳しく説明する。

まず、放送大学における(テレビ)放送授業を構成している項目から説明する。

- ・構成 授業(研修)内容の大まかな構成を示している
- ・時間 各構成に要する時間を示している
- ・内容 各構成の具体的な内容を示している
- ・映像/パターン 「パターン」とは放送大学での用語であるが、一般的には図表や写真のことを言う

放送大学では、放送授業による「放送教材」と「印刷教材」と呼ばれる教科書(テキスト)とで授業を展開し、学期の途中で実施する通信指導と、学期末に実施する単位認定試験とで評価を行い、一定の基準を満たした受講生に単位を認める、という方法を取っている。

表 3-2-3 教材例

科目名:放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容		放課児童(約24名方式)		対面研修	
構成	時間	内容	映像/パターン	学習活動	リソース
1. 導入	2分	放課後児童クラブとは	パターン:空席	事前テスト/アンケート	質問:電子/事前アンケート 講義説明/pptプレゼン
2. 放課後児童クラブの紹介	10分	-クラブ数2084カ所、登録児童約93万6452人(平成26年5月現在)の放課後児童クラブの設置場所: -学校の赤羽教室、学校敷地内の専用施設、児童館、その他 -クラブの映像を紹介する中で、子どもと指導員の関係、クラブの空間及び関係の差を話す	映像:児童クラブのロゴ映像 アニメの方が良いかも? 回数もあってよい?	確認テスト	質問:電子 講義説明/ pptプレゼン/映像 など
3. 放課後児童クラブの意義と目的・役割	5分	- 少子化、高齢化の進行により、クラブへの期待が高まっている - 子ども子育て関連法の成立、児童福祉法の改正により、事業の整備及び運営についての基準が定められた。また、対象児童の明確化、市町村の関与の強化などが規定された。 - 子どもたちが安心して健やかに成長できる社会の実現を目指して、消費税率を充当することをめざした児童福祉法の改正も関係している。 - 放課後児童クラブの主な改正事項:対象児童、設置及び運営の基準、市町村の関与、市町村の情報収集、事業の実施の促進、計画、費用負担割合	映像:子ども子育て会議、審議に關する専門委員会の審議風景 - パターン:互な改正事項(新旧対照表)	フォーラム:自らのクラブの進いについて、講師とみましよう	ブック/ページ(映像 組み込み)を2つ ブック/ページ(映像 組み込み)を4つ
4. 放課後児童支援員に係る研修内容	5分	- 認定資格研究の目的と方法 - 認定資格内容 - 研修科目 16科目(24時間)	パターン:研修科目一覧、各科目のねらいと内容 - デジタルメモ帳:支援員の意見交換への期待	確認テスト	補助教材:配課法規全文など(リンク/pdfなど) 配布資料
5. 支援員とクラブの課題	8分	- 支援員はどんな課題を抱えているか?(業務内容、勤務条件、子どもや保護者との関係、学校との連携など) - 支援員の声 - 指導員会の声 など - クラブの歴史を振り返り、新しい課題を克服するための質量の水準の拡充のために、認定研修に期待する	映像(あひはりのみ):支援員の声(おしさとしずかみさ等) - パターン:クラブ数及び児童数のグラフ(または表) - パターン:放課後子ども総合プランで目標とされる利用児童数等	フォーラム/チャット:デジタルメモ帳の期待について、講師とみましよう	質問:電子 講義説明/ pptプレゼン/映像 など 配布資料
		(通信研修、単位認定試験による評価)		レポート課題:自分のクラブの課題を解決する方法について	レポート課題
				レポートの(学生による)相互評価	グループ議論と発表/全体議論
				事後アンケート	質問:電子/事後アンケート

科目名:放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容  
 科目の目標など:放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の事業内容・目的について解説する

この放送授業での項目を元にして、eラーニング型と対面研修型とを検討してみた。まず、eラーニングでは、以下の項目が追加されている。

- ・学習活動とリソース オンライン授業を想定して、LMSにおいて利用することのできる機能群のことを言う。学習活動とは学習者に課す活動のことを、リソースとはコンテンツの形式のことを示している。

リソースの項目にある「ブック／ページ」とは、コンテンツの表示形式であり、「ブック」とは文字通り「本のようにページをめくることができるような形式」、「ページ」とは通常のWebのページのように（上下にスクロールすると）表示される形式のことである。いずれも、映像を組み込むことが可能である。

学習活動の項目にある、「事前テスト」「アンケート」「確認テスト」「事後アンケート」はMoodleの「小テスト」というモジュールを使って実現することが可能である。小テストでは、多肢選択形式、自由記述形式のテストを作ることが可能である。「フォーラム」とは「(電子)会議室」であり、参加者が自分の意見や考えを投稿し、別の参加者が返事をし、ということ繰り返すことが可能である。投稿時にはファイルを添付することもできるので、(後述の)レポート課題の学生による相互評価にも利用することができる。「チャット」とは短いメッセージを同期してやり取りすることができるが、参加数を限定することも必要であろう。フォーラムやチャットを利用する際には、議論のコントロールや不適切投稿の削除なども必要になることも多く、ファシリテータやTAと呼ばれる人材も必要である。「レポート課題」では、学習者にレポートを書くことを課し、そのファイルをアップロードさせる方法が一般的であるが、(上述の通り)フォーラムの機能を利用することも可能である。「補助教材」は、文書ファイルをpdf形式でアップしておく、外部サイトへのリンクを張っておく、という方法で、用意することが可能である。

以上のように、授業内容の区切り区切りで、さまざまな学習活動を挿入することで、学習者と教授者間のインタラクション、学習者間のインタラクションも担保しながら、一定の学習効果を確保することを可能にすることができると言えよう。

LMSの設定によって、小テストで一定の点数を取ることが次の教材に進む条件になる、という構成を取ることも可能である。

この例は、1回の科目についてであるが、複数回についても同じように教材を開発することは可能である。その際に、学習者個人毎に、各回の学習履歴を参照することもLMSを利用することで可能である。

最後に対面研修型について検討しよう。放送授業型あるいはeラーニング型で上げている内容や学習活動などは対面研修型においても実施することは十分に可能である。つまり、講師が受講生に質問し挙手で回答を求めたり、各種のアンケートを実施したり、各種の映像を示したり資料を配布したり、pptによってプレゼン形式で講義をしたり、することが可能である。その際に、eラーニングの学習活動とリソースの項目で例示したものを、パ

ソコンなどを対面研修の場に持ち込んで利用することも可能であるし、別のリソースを用意して（たとえば、ビデオレコーダを再生する）実行することも可能である。

題材によっては、受講生をグループに分け、グループワークをしてあるテーマについて議論させたり、その結果をプレゼンして、受講生全員でさらに議論を深めたり、なども可能である。

受講生の評価についても、講義の途中で、各種の質問を挟んで挙手で回答させたり、レポート課題を実施したりすることが可能である。今回検討した科目では上げるのが難しかったが、別の回の科目では、対面研修ならではの実習形式の内容を実施することもできる。その際に、その実習の様子を映像として記録しておいて、別の研修で利用することも可能であろう。

複数回にわたる対面研修の場合でも、同様である。各回の評価を管理し、最終の評価を行うことも同様である。

以上のように研修の科目を具体例によって検討してみると、対面研修で行われてきた内容であっても、e ラーニングにおいて、教材の提示方法を工夫し、各種の学習活動を組み合わせることによって、対面研修と同程度の学習効果を期待することができるという良いであろう。

## 引用文献

青木久美子 2012a (2013 第2刷) eラーニングとは 青木久美子 (編) eラーニングの理論と実践 放送大学教育振興会 pp. 9-25.

青木久美子 2012b (2013 第2刷) eラーニングの質保障 青木久美子 (編) eラーニングの理論と実践 放送大学教育振興会 pp. 255-267.

松河秀哉 2010 デジタル教材を設計する 山内祐平 (編) デジタル教材の教育学 東京大学出版会 pp. 111-127.

松下佳代 2015 ディープ・アクティブラーニングへの誘い 松下佳代・京都大学高等教育研究開発推進センター (編) ディープ・アクティブラーニング 大学授業を深化させるために 勁草書房 pp. 1-27.



溝上慎一 2015 アクティブラーニング論から見たディープ・アクティブラーニング 松下佳代・京都大学高等教育研究開発推進センター（編）ディープ・アクティブラーニング 大学授業を深化させるために 勁草書房 pp. 31-51.

高橋秀明 2012a (2013 第2刷) 動機づけと自己制御学習 青木久美子（編）eラーニングの理論と実践 放送大学教育振興会 pp. 61-76.

高橋秀明 2012b (2013 第2刷) マルチメディア学習 青木久美子（編）eラーニングの理論と実践 放送大学教育振興会 pp. 77-91.

山内祐平 2010 デジタル教材と教育学 山内祐平（編）デジタル教材の教育学 東京大学出版会 pp. 1-8.

### 第三節 保育系・福祉系分野における映像資料の分析

本節では、一般を対象に販売されている映像資料のうち、保育系・福祉系分野の映像資料を分析の対象とし、放課後児童健全育成事業に従事する者の研修に関連する既存の映像資料を整理する。各映像資料のタイトルから分野、関連項目ごとに分類して、既存の保育系・福祉系分野の映像資料の傾向に着目していく。尚、今回の分析はタイトル及び、販売の際に示されている概要のみから判断し分類をしていく。

#### 1. 分析対象の映像資料

保育系・福祉系と近い分野では医学・看護系、教育系の映像資料も多く製作されているが、今回は、保育系・福祉系の映像資料を制作している主な業者 12 社の資料を対象に、分析をしていく。対象映像資料数は表 3-3-1 に示す。それぞれ制作会社ごとに力を入れて取り組んでいる分野は異なるが、全体的に保育系は、乳幼児の発達や発達に合わせた保育を学ぶための保育者養成用の資料が多く、福祉系は介護や障害に関する基礎知識や介護技術や支援方法を学ぶための資料が多く制作されていることが明らかになった。分野ごとの傾向を次にまとめる。

表 3-3-1 分析対象映像資料数

保育系映像資料	215 件
福祉系映像資料	200 件

#### 2. 保育系分野

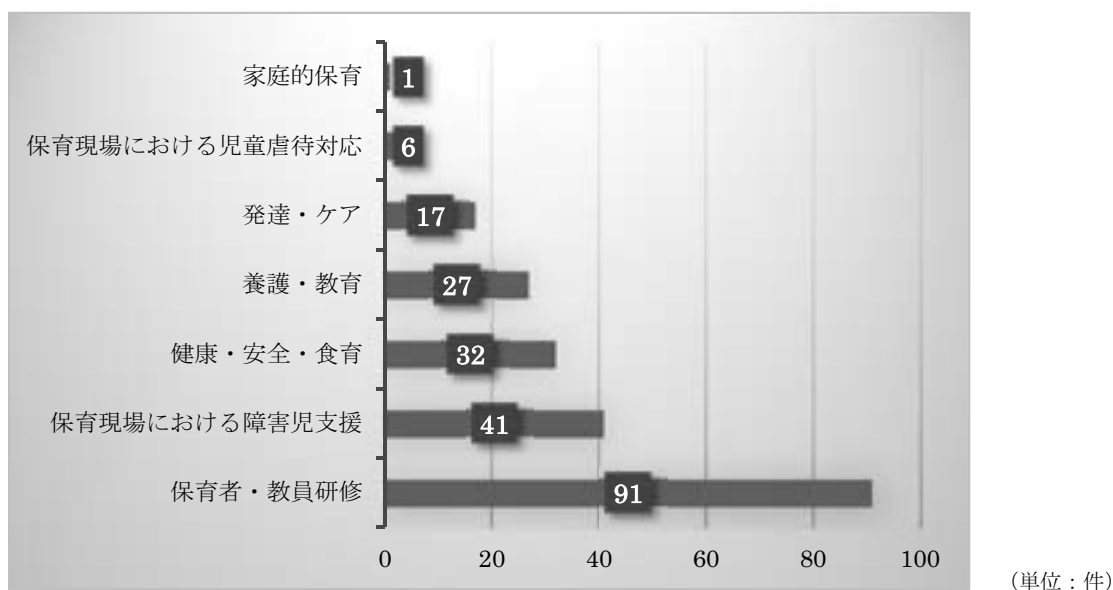


図 3-3-1 保育系映像資料の分類別資料数

#### (1) 発達・ケア

子どもの発達を理解する目的の映像資料は発達段階順に解説するものと、運動機能・情緒・言葉・社会性・思考などそれぞれの発達領域別に解説するものがある。子どもの発達や行動を理解し、適切な観察や支援を行うための具体的な支援方法について学ぶため実際の映像やデータを示して解説したものが多い。

#### (2) 養護・教育

子どもの発達に合わせたコミュニケーションの取り方やアタッチメント関係の形成、遊びの役割、教育原理等の基本的な知識を学ぶものと、保育所・幼稚園内に視点をおいて、遊びの実際の様子や1日の生活の流れを扱ったものが多い。事例をもとに、場面に応じた子どもへの声かけの方法を解説するものもある。

さらに、遊び方は屋内・屋外・運動遊び・砂遊び等場所や環境に合わせたものを紹介するような映像資料もそれぞれ制作されており充実している。

#### (3) 健康・安全・食育

健康や安全に関する映像資料は、感染症・食中毒・災害・事故・急病に備え、予防法や応急手当等の方法を示したものが中心となっている。災害対策方法、熱中症の基礎知識や予防方法、応急処置マニュアル、心肺蘇生法とAEDの使用法を解説したものもある。

食物アレルギーを持つ子どもへの日常生活における配慮やアナフィラキシーを発症した際の対応についての映像資料は、販売されているものは少なく、厚生労働省の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」周知用DVDや、各自治体によって制作されたものや、NPO法人が制作した中にはe-learningにより無料で視聴できるものもあり、食物アレルギーへの対応や除去食に関する知識や離乳食の作り方をレクチャーしたものも確認された。

また、2005年の食育基本法の成立から食育に関するものも増えてきている。

#### (4) 保育現場における障害児支援

発達障害を含めた障害児について理解するための映像資料は多く制作されている。各障害に関する解説や保育者として対応できる範囲の支援の方法やコミュニケーションの取り方の事例をあげ示している。

#### (5) 保育現場における児童虐待対応

子どもの人権に関する法令や基礎知識を解説する形態のものや児童虐待の理解を深めるために、虐待発生の要因や虐待を受けている子どもの特徴や発生防止について解説したものが多い。ケーススタディのための再現ドラマや関係機関の専門家の話等から虐待問題の解決の糸口を探る形態のものもある。発生防止の子育て支援に関しては、福祉系分野のほうで述べる。

#### (6) 家庭的保育

小規模の家庭的保育について、理解の必要性はあっても映像資料としての数は現在とて

も少ない(図3-3-1)。家庭と同じような環境の中で行われる家庭的保育の様子は、なかなか映像資料以外では様子を知ることができないため、基本的な機能や一日の保育の様子を知ることができる資料は貴重であり、今後さらに需要が高まってくると推測される。

#### (7) 保育者・教員研修

研修用の映像資料が多数制作されている(図3-3-1)。保育分野では発達への理解や障害児への理解、子どもとのコミュニケーションの取り方、1日の生活の流れなどを扱ったものや、教育分野では授業設計から授業の実施、そして評価までの一連の活動を実際に紹介し、実践につなげる形態のものもある。初任者研修用のものから、職員全体の研修でも使用されることを目的として制作されたものまで多様である。中でも現在は特に保護者対応の実践方法を扱ったものが増えてきている。実践的な保護者とのコミュニケーションスキルやマナーを習得していく目的のものもある。

### 3. 福祉系分野

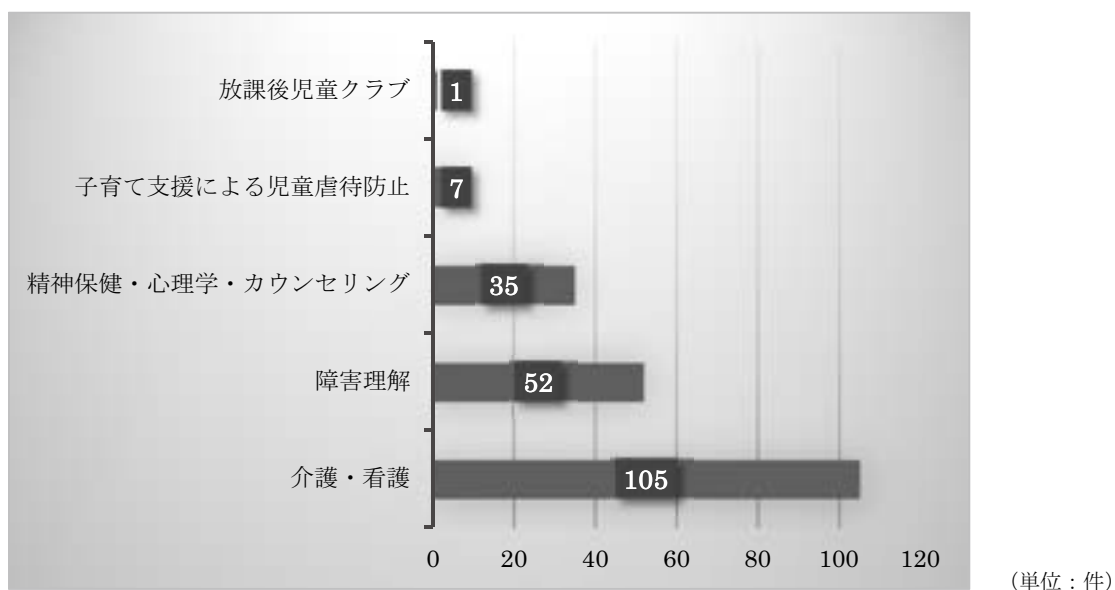


図3-3-2 福祉系映像資料の分類別資料数

#### (1) 介護

介護については、理論や基礎知識が中心のものもあるが、介護や看護の技術は、実践映像を取り入れて解説する形態のものが多く、その数からも映像資料がとても有効的に使われていることがわかる(図3-3-2)。介護では、リハビリテーション・食事ケア・排泄ケア・介護予防の口腔ケア等プロの養成用のものもシリーズ化されている。ホームヘルパーやケアマネージメント養成用のシリーズも技術や実践を紹介するものが充実している。一方、一般の障害児も含めた在宅介護のための基礎的な技術とその実践方法を説明したものもある。

## (2) 精神保健・心理学・カウンセリング

精神保健の分野では、乳幼児精神保健やうつ、依存症などの基礎知識の理解を深めるための解説が中心の形態が多い。心理学・カウンセリングのほうは、学校・福祉施設などにおいて教員や職員が相談や面接をするときに、相手を理解し、適した対応がとれるようにするための面接の進め方やカウンセリングの技術の事例を通して解説していくものが多数である。同じ事例を3つのパターンでシミュレーションし、面接者の対応による展開の違いを見せながら解説したものもあり、面接の対象は比較的中学生以上のものになっている。

## (3) 障害理解

障害児（障害者）への理解や支援について、支援費制度等の法制度、雇用問題等を解説したものがある。障害児（障害者）施設を種別ごとに扱ったもの、施設の目的や利用者の一日の生活の流れ、職員の動きを解説したものは福祉や保育を学ぶ学生の実習前に理解を深めるために使われている。また、ドキュメンタリー形式映像資料も多く制作されている。

## (4) 子育て支援による児童虐待防止

子育て中の母親たちや、支援する側へ向けた子育て支援用の映像資料も制作されている。一人で子育てをする母親を地域で支援する取り組み事例を展開し、子育て中の母親が不安を吐露し、同じような不安を抱えている母親が見ることで思いを共有し、悩みを抱え込まずに地域の子育て支援機関につなげていく目的で各機関を紹介するようなものも制作されている。

## (5) 放課後児童クラブ

放課後児童クラブをテーマに制作されたものは、ほとんどなく2013年に制作されたもので、福祉施設の中の子どもの施設として扱われているものがあつた。社会福祉を学ぶ者を対象としており、どのような施設なのか、誰が利用しているのか、どのような人たちが支援しているのか、初めて訪れた人の目線で利用者や職員・指導員に聞きながら見学する形態となっており、同じ巻の中で学童保育と認定こども園を扱っている。すべての施設で実習体験することは難しいため、代表的な施設や学校をイメージのしやすい映像を使って解説している。学童保育と関連した児童館に関する映像資料としては健全育成・子育て支援活動の実践事例をまとめた資料が制作されている。

## 4. まとめ

映像資料のタイトル及び形態の分類から、現在の映像資料の傾向を以下にまとめる。まず2000年以降、保育系・教育系の分野では、児童虐待に関する映像資料が多く制作されていた。これは児童虐待が社会問題化してきたことを受け、保育現場や福祉現場の職員に虐待発生の防止やサインの早期発見の役割が求められることに伴い、増加してきたと考

えられる。虐待の気づきのポイントや対応を解説したものや、保護者への支援方法について事例をあげて提案したものもある。さらに、発達障害と虐待の関係性をテーマにあげて、その対応を事例に基づいて解説したのも 2010 年以降に制作されており、現場における複雑なケース対応の困難さからのニーズがここからも伺えた。

また現在、保護者への対応も現場では大きな課題となっていることが背景にあると思われるが、保護者対応に関する映像資料が 2009 年に 3 本制作されている。保護者との信頼関係の築き方や、トラブル発生時の対応方法等の事例をもとに解説したものである。一方、保育者・教員が、自分を維持・コントロールできるようになるためのテクニックを紹介したものもある。さらに、保育者のコミュニケーションやマナーが、保護者や先生同士との信頼関係に大きな影響を及ぼすことから、基礎的なコミュニケーションの取り方をマナー講師がレクチャーする形態のものもある。

同時に、発達障害への関心も高まってきており、発達障害の基礎知識や支援方法から、具体的な遊び方・話し方、保護者への支援方法などの映像資料が制作されるようになってきている。障害の種類や症状に個人差があるので支援方法も一概に言えない難しさがあり、支援ツールの紹介や保護者へのインタビューや事例などを取り上げて解説したものもある。発達障害については年々、研究により明らかになることが増え、新しい映像資料も続々と制作されている。

2011 年からの傾向としては、東日本大震災の影響を受けて災害対策の映像資料が多く制作されている。小学生・中学生を対象とした防災教育用のものと子どもたちの安全を確保するための教員・保育者を対象とした研修用のものがある。地震、津波、火事等に備えるための基礎知識や防災計画、防災訓練を紹介しながら、被災後の生活を考えることをテーマとした資料も制作されている。

ここまで映像資料を分類してきたが、既存映像資料の項目から確認できた放課後児童健全育成事業に従事する者の研修に関連するものを研修科目の内容を参照し、表 3-3-2 にまとめる。

表 3-3-2 放課後児童健全育成事業に従事する者の研修に関連する既存映像資料

①子ども家庭福祉施策
②放課後児童クラブの理解
③子どもの権利擁護
④子どもの発達理解（未就学児）
⑤障害のある子どもの理解
⑥特に配慮を必要とする子どもの理解
⑦子どもの遊びの理解と支援（未就学児）
⑧障害のある子どもの育成支援
⑨保護者との連携・協力と相談支援
⑩学校・地域との連携（園・施設の地域との連携）
⑪子どもの生活面における対応（未就学児）
⑫安全対策・緊急時の対応

以上の①～⑫の資料は確認できたが、放課後児童健全育成事業中心の映像資料はまだ充実していないため、①事業の制度内容 ②事業の一般原則 ③児童期（6歳～12歳）の生活と発達 ④放課後児童クラブに通う子どもの育成支援 ⑤放課後児童支援員の仕事内容 ⑥放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令遵守に関する映像資料は確認できなかった。

これらの資料の中でも、今回の分析対象は保育系・福祉系分野を中心としたため、同じテーマを扱っていても未就学児に限定したものが多かったが、教育分野まで分析対象を広げると「児童期（6歳～12歳）の生活と発達」「子どもの生活面における対応」「子どもの遊びの理解と支援」等、小学生に対応したものも制作されている可能性もあり、さらなる分析が必要である。

## 第四章

# 研究のまとめと 提言





## 第四章 研究のまとめと提言

ここでは、「放課後児童健全育成事業に従事する者の研修システムに関する研究」に携わった各研究員・研究協力者による「研究のまとめと提言」を記載する。

### 第一節 「放課後児童クラブを運営する団体の研修実態調査」のまとめと提言

#### 1. まとめ

放課後児童クラブに従事する職員の研修については、各団体のヒアリングの回答からいくつかの基本的かつ効果的な研修形態があることがわかった。

- ① 職員全員に対して方針や共通の情報を伝える全体研修
- ② さまざまなテーマに対応する課題別研修
- ③ 経験や役割に分けて行う階層別研修
- ④ 指導員の要望や課題意識から時宜に応じて設定される問題解決型研修
- ⑤ 実際のケースについて共有化し援助スキルを高める事例検討

OJTについては、まだその定義すら認識が薄く、放課後児童クラブにおけるOJTの方法論が曖昧であることがわかった。また、OJTは現場に一任されており研修担当者や団体事務局がその実態を把握することは難しいようであった。

研修でのデジタル教材の使用については、講義の一部でDVDを補助的に活用する程度といえるが、デジタル教材による動画は使い方によって大いに有効だと考える団体担当者・研修企画者が多かった。放課後児童クラブ職員からのeラーニングによる研修の要望や、今後eラーニングを研修に導入する予定については、総じて消極的であった。主な利用としては、「導入のための準備ができていない」「研修は人と人との繋がりが大切でありその発想がない」等である。放課後児童クラブでは、まだPCそのものやインターネット環境が整っていない場合もあることや機器の操作に慣れない職員がいることから、eラーニングは導入に時期尚早と捉える関係者が多いことがうかがえた。

#### 2. 提言

OJTは、実は放課後児童クラブの職場に馴染む研修方法である。まずは、事務連絡以外のミーティングの時間をつくり、各職員の意識や技術の伝え合うことが大切である。その記録と報告のあり方については今後の課題である。現場の本務に支障を来すような研修の回数や時間数は本末転倒であり、研修の効果測定についても考慮された研修体制が求められる。デジタル教材やeラーニングの活用については今回のヒアリングは消極的な意見が多かったが、実際の研修現場でさまざまな形で効果的な活用される教材が提案されれば捉え方も変わってくるはずである。優れたコンテンツの制作が期待される場所である。

## 第二節 「デジタル教材などの活用状況についての聞き取り調査」のまとめと提言

### 1. まとめ

聞き取り調査では「デジタル教材などの活用状況」に関する設問を準備して臨んだが、ヒアリングを通して研修に関連する多くの情報と意見を得ることができた。第三章第一節に述べたように、放課後児童クラブ関連（3 調査対象）と家庭的保育及び介護関連（3 調査対象）を比較すると、デジタル教材活用の実態と意識が大きく異なっていた。

放課後児童クラブ関連では、デジタル教材が限定的にしか使用されていない（特別支援や安全対策など）。放課後児童クラブの職員は、生活、遊び、教育など広範な活動を通して異年齢集団の中で成長する子どもたちの支援をしているが、その目的・方法が多岐にわたるために、保育や介護分野に比べると技能的、技術的研修は少なく、研修主体や担当講師による裁量度が大きい。こうした中で対面による研修が好まれ、デジタル教材への要望は高くない。しかし、研修の頻度・水準に地域差があることや受講率格差が大きいことは問題とされている。

家庭的保育と介護関連では、デジタル教材が広く使用されている。保育や介護における対人援助技術が図・絵・写真を使って伝えられるだけでなく、DVD を繰り返し見ることによって受講生が習得・習熟する必要があるということが、講師や研修主体に認識されている。尚、家庭的保育と介護にかかわる人材養成研修は、2000 年以降急速にニーズが増えており、資格認定やその後の実践力のために広範な受講者への効果的な研修方法の採択が緊急課題となっている。

### 2. 提言

デジタル教材の普及には、パソコンなどの機器整備、それを使用する技能及び良いデジタル教材（DVD 等）開発が不可欠である。特に、「デジタル教材は一方向的」と捉えられている放課後児童クラブ関連分野において、デジタル教材の普及を推進するためには次のような要件が必要であろう。

第一に、デジタル教材のもつ長所（場所・時間に拘束されことなく良く準備された教材によって多くの人が学べること）への理解を深めること。第二に、放課後児童支援員のための ICT 環境整備と情報リテラシー（情報処理力）養成の機会を作ること。第三に、放課後児童支援員研修にふさわしいデジタル教材を開発すること。ここでは、研修のために有効な DVD 制作だけでなく、双方向的な学習ができるような補助教材や評価システムが作らなければならないし、将来的には e ラーニングの普及も必要となるだろう。

### 第三節 「放課後児童クラブ支援員研修における学習効果」のまとめと提言

#### 1. まとめ

放課後児童クラブ支援員研修にeラーニングを導入することを想定して、第1回科目を例にして、放送授業を基本に、eラーニングや対面研修による教材構成案を作成し学習効果を検討するために、以下の手順で研究を進めた。

まず、「eラーニング」や「デジタル教材」など重要な概念について整理を行い、以下のように定義した。

・eラーニング：情報通信技術（ICT：Information and Communication Technologies）を介して、又は、活用して行う教育や学習

・デジタル教材：教育目標の実現のためにデジタル化された学習素材と、その学習素材と学習過程を管理する情報システムとを統合したもの

また、eラーニングの分類について検討し、従来の対面研修や、対面研修にICTを活用した研修や、フルオンライン研修の位置づけを明確にした上で、eラーニングの利点と欠点とも言及した。

聞き取り調査の結果を受けて、本研修の受講生・講師・内容や方法の特徴を抽出して、eラーニングを導入する意義や意味を検討し、eラーニングを導入することで、本研修の受講生・講師・内容や方法が抱える問題点が低減できる可能性があることを示唆した。

その上で、本研修の第1回科目を題材にして、放送授業を基本形にして、eラーニング並びに対面研修で実施するための構成案を作成して、学習効果を検討した。その際に、動機づけや学習についての理論や考え方を参照した。その結果、放送授業で利用される映像やパターン並びにeラーニングでの学習活動やリソースも活用することで、対面研修と同等の学習効果を期待できると結論付けた。

#### 2. 提言

放課後児童支援員という仕事の内容は、言葉で表現することが困難であり、また映像で伝えることも困難である、という言葉はたいへん重く意義深い。一方で、さまざまな学習場面において、学習者が自らを振り返るために、日記や日誌を付ける、映像記録を取る、ということを行って、学習効果を高める試みが行われていることも事実である。そこで、放課後児童指導員の関係者にも、日常の業務について、言葉でも映像でも記録を取って、そのデータをデジタル化して、可能であればインターネットを利用して情報発信して関係者間で情報共有することからはじめてみることを勧めたい。その際、実名や実映像を使わなくても、仮名にしたり、アニメーションにしたりすることも容易である。このようにして、デジタルの（学習）素材を用意し、対面研修の場面で利用しながら、教材を作りこんでいく、ということで、研修のeラーニング化への道も開かれるだろうと期待している。

#### 第四節 「保育・福祉系分野における映像資料の分析」のまとめと提言

##### 1. まとめ

映像資料の分析を行い、乳幼児期、児童期についてともに現在制作されている映像資料の多くは安全・災害対策、障害児対応、児童虐待、保護者対応の分野であった。これは、社会的な背景の影響もあるが、映像資料としての需要がかなり高まっている分野であると言える。こうした分野は映像によってのみ理解が深められる効果が、他のツールよりも期待されていることがうかがえる。

また形態としては、①施設・園・学校の一日の生活の流れと職員の動きを扱い解説したもの ②事例やドキュメンタリー形式のものを解説したもの ③方法や手順を実際に見せて解説したもの ④当事者へのインタビューから理解を深めるもの ⑤一般的な講義形式のもの 以上それぞれの形態により、学びの効果は異なるため研修の内容により制作者は、その都度適切な形態を検討することが求められる。

##### 2. 提言

今後、求められる映像資料としては、次のものが考えられる。まず、放課後児童クラブの対象が小学6年生まで広がることで、現在は主に施設の設備面や職員確保の課題に注目が集まっているが、職員の中では今までの低学年向けの対応ノウハウが高学年には通用しなくなってくることも懸念されている（ヒアリング調査より）。高学年とのコミュニケーションの取り方、遊びや生活の支援方法について理解を深めたいという要望が集まることは予想され、放課後児童クラブにおける高学年への対応に関する映像資料の需要も高まると思われる。

さらに、現職の職員の中には保育士・幼稚園教諭の有資格者が多いが、資格取得の際に学んだ知識は、今回分析を行った保育系の映像資料の傾向からもわかるように、当然ながら未就学児が中心となっている。もちろん、放課後児童健全育成事業に従事する際には、初任者研修等において小学生への対応をはじめ必要な知識は学んでいると推測されるが、幼児と小学生では発達も違い、さらに低学年と高学年では思考も異なり、難しい面もある。

同じ職場で働いていても、取得資格によって基礎知識は異なるが、それぞれの資格に対応した研修会を企画することは困難である。そこで、知識を補い、理解を深めるための研修用の映像資料も今後ニーズが高まるのではないだろうか。今回分析した中には、同じテーマを扱っていても形態が異なるものがいくつか見られた。映像資料を制作する際には、目的に合わせた適切な形態を選定し、より効果が高められるよう副教材を含めて検討することが必要となる。

## 第五節 今後の研究課題と謝辞

### 1. 今後の研究課題

「放課後児童クラブ運営指針」には「放課後児童クラブにおける育成支援は、子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、安全面に配慮しながら子どもが自ら危険を回避できるようにしていくとともに、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等により、子どもの健全な育成を図ることを目的とする」と記されている。また「放課後児童支援員は常に自己研鑽に励み、子どもの育成支援の充実を図るために、必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない」、「放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員及び補助員に対し、その資質の向上のために職場内外の研修の機会を確保しなければならない」ことが示されている。

本研究では、「放課後児童クラブの職員研修システムの充実のためには、どのような職場内研修（OJT）と職場外研修（OFF-JT）が必要であるか」という問題意識の下で、研修の現状と関係者の意識及び教材開発の課題などについて、実態調査と文献・資料研究をおこなった。研究結果については、本文の各章で記したとおりである。

本研究を通して明確になったことは、放課後児童クラブの職員研修についての先行研究は少ないが、研究課題は山積していることである。都道府県、市町村あるいは民間団体単位で従来進められてきた研修の内容、講師、受講率、評価等には大きな差があると思われる。研修が義務化される今後は、受講率だけでなく、研修内容の向上も望まれる。もちろん地域特性やそこで培われた放課後児童クラブをめぐる文化的社会的環境を損なうことなく、「自らの資質を向上させる職員」を行政と民間関連組織が連携して支援する研修システムが築かれなければならない。

職場内研修（OJT）及びデジタル教材・eラーニングによる研修に関しても、放課後児童クラブと職員のおかれた状況を十分に踏まえ、長期的展望をもった研究推進が必要であろう。

### 2. 謝辞

本研究にご協力頂いた多くの方に感謝致します。お忙しい中、聞き取り調査や書面調査に快く熱意をもって応じて頂いた皆様から、大変多くのことを学びました。

また、本研究の機会を与えて頂いた厚生労働省、特に研究会に毎回参加して貴重な資料提供と助言をして下さった育成環境課 為石摩利夫課長と竹中大剛課長補佐に心より御礼申し上げます。

研究員・研究協力者一同

## 【参考文献】

1995（1996 第2刷） 福祉の「職場研修」マニュアル～福祉人材育成のための実践手引き～ 社会福祉法人全国社会福祉協議会 在宅福祉サービス従事者の職場内研修のあり方に関する調査研究委員会（編）

2014 年 就学前から学齢期までの連続した支援に向けて 都内の学童保育の状況 社会福祉法人東京都社会福祉協議会

## 【参考資料（DVD）等】

2009 見る児童館 地域における子どもの健全育成・子育て支援活動の実践事例 財団法人児童健全育成推進財団企画・発行 株式会社CNインターボイス制作

2013 特別支援学校・福祉施設見学ツアー第5巻 子どもの施設 学童保育 認定こども園 橋本創一監修 株式会社アローウィン製作

添付資料等





添付資料 1

放課後児童支援員認定資格研修概要

(厚生労働省資料)



# 放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修ガイドライン（案）の概要

## 基本的考え方

- 本ガイドラインは、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。)に基つき、基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童支援員として必要な基本的な生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要知識・技能を習得し、有資格者となるための都道府県知事が行う研修(以下「認定資格研修」という。)の円滑な実施に資するために策定するもの。
- 認定資格研修は、一定の知識・技能を有すると考えられる基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)に従事する放課後児童支援員として必要な知識・技能を補完するため、業務を遂行する上で必要最低限の知識・技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうことを目的として実施するもの。

## 研修内容等

事項	主 体	内 容
実施主体	都道府県	(都道府県が認定資格研修を実施する上で適当と認める市区町村、民間団体等に一部委託可)
実施内容		
定員		1回の研修の定員は、おおむね100名程度までを想定(認定資格研修の効果に支障が生じない限り、都道府県の実情に応じておおむね100名程度を上回る定員の設定も可)
研修項目・科目及び時間数等		研修項目・科目、研修時間数等は、別紙のとおり(講義及び演習を合わせて24時間)(都道府県の実情に応じて研修科目等を追加しての実施も可)。授業形態は、適宜演習を取り入れたりするなどして学びを深めるような工夫が必要。特に、講師の選定に当たっては、認定資格研修を適切に実施、指導できる者により行われるよう十分配慮する必要がある。
研修期間等		1回の研修の期間は、原則として2～3か月以内で実施(都道府県の実情に応じて2期に分けて実施するなど6か月の範囲内での実施も可) 研修の時間帯及び曜日の設定については、都道府県の実情に応じて受講者が受講しやすいよう適宜工夫が必要。
研修教材		研修カリキュラムを適切に実施する上で適当なものを使用
科目の一部免除		既に取得している資格等に応じて、以下のとおり、研修科目の一部について免除が可能。 ① 基準第10条第3項第1号に規定する保育士の資格を有する者 「2-④ 子どもの発達理解」、「2-⑤ 児童期(6歳～12歳)の生活と発達」、「2-⑥ 障害のある子どもの理解」、「2-⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解」(計4科目)

科目の一部免除  
(続き)

- ② 基準第10条第3項第2号に規定する社会福祉士の資格を有する者  
「2-⑥ 障害のある子どもの理解」、「2-⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解」(計2科目)
- ③ 基準第10条第3項第4号に規定する教諭となる資格を有する者  
「2-④ 子どもの発達理解」、「2-⑤ 児童期(6歳～12歳)の生活と発達」(計2科目)

【免除の考え方】

○基準第10条第3項に規定する保育士又は社会福祉士の資格を有する者、学校教育法の規定により、小学校等の教諭となる資格を有する者については、国が定めた公的な養成課程において必要な科目を履修し、一定の資質が担保されているということを前提として、認定資格研修で受講したと同等の基礎的な知識等を既に有していると認められる科目についてのみ免除を行うこととし、放課後児童支援員として必要な専門性に係る知識・技能の習得に関する科目については免除の対象としない。

既修了科目の  
取扱

受講者が認定資格研修受講中に、他の都道府県に転居した場合や病気等のやむを得ない理由により認定資格研修の一部を欠席した場合等における既修了科目の取扱については、既に履修したものとみなし、認定資格研修を実施した都道府県は、受講者に対し「一部科目修了証(仮称)」の発行が可能。

修了評価

研修修了者の質の確保を図る観点から、適正に行われる必要があるが、都道府県は、例えば、1日単位でレポート又はチェックシートを提出させるなど、各受講者が放課後児童支援員として業務を遂行する上で必要最低限の知識・技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得の認識を確認。

受講者が提出するレポート又はチェックシートには、科目の履修又は認定資格研修全体を通じて学んだこと、理解したこと、今後役に立つと思われれること、研修講師の評価などを記載してもらうことを想定しており、レポート又はチェックシート自体に理解度の評価(判定)を行って、科目履修の可否を決定することまでは想定していないことに留意。

実施手続

受講の申込み及び受講資格の確認

都道府県は、受講希望者が受講の申込みをするに当たり、市区町村を經由させて、受講申込書を提出させることも可能。その際、基準第10条第3項の各号のいずれかに該当するかの確認(各種資格証や修了証明書、実務経験証明書の原本若しくはその写し等)を、市町村と連携・協力して円滑に実施。  
なお、基準第10条第3項第9号に該当するかの確認は、当該市区町村が認定したことの証しを添付させるなどの方法により実施。

受講者本人の確認

都道府県は、受講者本人であることの確認を併せて行うこととし、住民票の写し、健康保険証、運転免許証、パスポート等の公的機関発行の証明書を提出又は提示させ、本人確認を実施。  
なお、これらの確認を行うに際しては、受講希望者に対して、募集時等に必要な情報の周知が必要。

受講場所

原則として、現に放課後児童クラブに従事している者はその勤務地の都道府県で、それ以外の者は現住所地の都道府県で受講。

修了の認定・修了証の交付

都道府県は、認定資格研修の全科目を履修し、放課後児童支援員としての必要な知識・技能を習得したと認められる者に対して、修了の認定を行い、全国共通様式による「放課後児童支援員認定資格研修修了証(仮称)」「賞状形式及び携帯用形式」を都道府県知事名で交付(委託は不可)。

認定等事務

認定者名簿の作成

都道府県は、「放課後児童支援員認定資格研修修了証(仮称)」を交付した者の必要事項【氏名、生年月日、現住所又は連絡先、修了年月日、修了証番号等】を記載した「〇〇都道府県放課後児童支援員認定者名簿(仮称)」を作成。

認定者名簿の管理

都道府県は、認定者名簿を管理するに際して、個人情報保護に十分留意して、安全かつ適切な措置を講ずるとともに、永年保存とし、修了証の再交付等に対応できる体制を整備。

修了証の再交付等

都道府県は、認定を受けた者が、認定者名簿に記載された内容(氏名、現住所又は連絡先)に変更が生じたこと、又は修了証を紛失(又は汚損)したことの申し出があった際には、速やかに、修了証の再交付等の手続に対応。

認定の取消

都道府県は、認定を受けた者が、次の事由に該当すると認められる場合、当該者の認定者名簿からの削除が可能。

- ① 虚偽又は不正の事実に基づいて認定を受けた場合
- ② 虐待等の禁止(基準第12条)に違反した場合
- ③ 秘密保持義務(基準第16条第1項)に違反した場合
- ④ その他放課後児童支援員としての信用失墜行為を行った場合 など

事項

主

な

内

容

研修会参加費用

研修会参加費用のうち、資料等に係る実費相当部分、研修会場までの受講者の旅費及び宿泊費については、受講者が負担。

費用

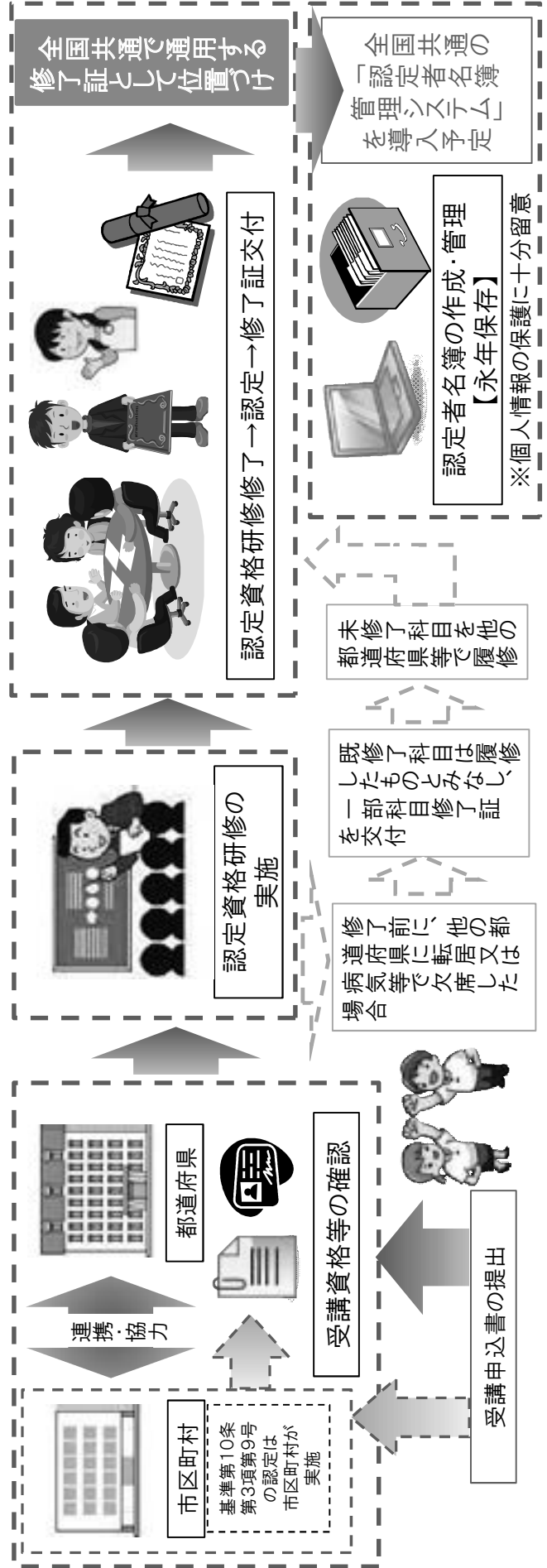
国は、都道府県に対して、認定資格研修の実施に要する経費について、別に定めるところにより補助。

(※)認定資格研修を受講する際の代替職員の雇上げ経費及び研修会場までの旅費については、運営費に計上。

本ガイドラインの位置づけ

※ 本ガイドラインは、実施主体である都道府県が認定資格研修を円滑に実施するために必要な研修内容や実施方法等を網羅的に規定したものであり、認定資格研修の一定の質の確保及び国全体としての一定の均質化を図ることを目的に、全国共通の基本的な指針として位置づけることとし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言として、平成27年度予算成立後、「放課後児童支援員認定資格研修事業(都道府県認定資格研修ガイドライン)」として都道府県にお示しする予定としている。

認定の仕組み(都道府県の事務の主な流れ)



実施方法(例)

【16科目×90分=1,440分(合計24時間)の場合】

(パターン①)1日90分の講義等を4科目(4コマ)[午前・午後]で計4日間で実施

	1日目	2日目	3日目	4日目
10:00～10:30	ガイダンス			
10:30～12:00	講義・演習①	講義・演習⑤	講義・演習⑨	講義・演習⑬
昼食(12:00～13:00)				
13:00～14:30	講義・演習②	講義・演習⑥	講義・演習⑩	講義・演習⑭
休憩(14:30～14:40)				
14:40～16:10	講義・演習③	講義・演習⑦	講義・演習⑪	講義・演習⑮
休憩(16:10～16:20)				
16:20～17:50	講義・演習④	講義・演習⑧	講義・演習⑫	講義・演習⑯

(パターン②)1日90分の講義等を4科目(4コマ)[午前・午後]で2日間、2科目(2コマ)[午後のみ]で4日間、計6日間で実施

	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
10:00～10:30	ガイダンス					
10:30～12:00	講義・演習①	講義・演習⑤				
昼食(12:00～13:00)						
13:00～14:30	講義・演習②	講義・演習⑥	講義・演習⑨	講義・演習⑪	講義・演習⑬	講義・演習⑮
休憩(14:30～14:40)						
14:40～16:10	講義・演習③	講義・演習⑦	講義・演習⑩	講義・演習⑫	講義・演習⑭	講義・演習⑯
休憩(16:10～16:20)						
16:20～17:50	講義・演習④	講義・演習⑧				

(パターン③)1日90分の講義等を3科目(3コマ)[午後のみ]で4日間、2科目(2コマ)[午後のみ]で2日間、計6日間で実施

	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
12:30～13:00	ガイダンス					
13:00～14:30	講義・演習①	講義・演習④	講義・演習⑦	講義・演習⑩	講義・演習⑬	講義・演習⑮
休憩(14:30～14:40)						
14:40～16:10	講義・演習②	講義・演習⑤	講義・演習⑧	講義・演習⑪	講義・演習⑭	講義・演習⑯
休憩(16:10～16:20)						
16:20～17:50	講義・演習③	講義・演習⑥	講義・演習⑨	講義・演習⑫		

(パターン④)1日90分の講義・演習を2科目(2コマ)[午前のみ]で計8日間で実施

	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
8:30～9:00	ガイダンス							
9:00～10:30	講義・演習①	講義・演習③	講義・演習⑤	講義・演習⑦	講義・演習⑨	講義・演習⑪	講義・演習⑬	講義・演習⑮
休憩(10:30～10:40)								
10:40～12:10	講義・演習②	講義・演習④	講義・演習⑥	講義・演習⑧	講義・演習⑩	講義・演習⑫	講義・演習⑭	講義・演習⑯



## 放課後児童支援員の都道府県認定資格研修にかかる年間研修開催回数等について

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準省令」という。）において、都道府県知事が行う研修については、平成32年3月31日までの経過措置が規定されているため、現在の放課後児童指導員に、経過措置期間である5年間で認定資格研修を受講いただくこととし、1回の研修定員を100名とした場合の都道府県別の年間研修開催回数等を推計した。

都道府県名	放課後児童指導員数 (※) (単位：人)	年間研修開催回数 (単位：回)	年間研修開催日数 (単位：日)			年間研修開催回数 (単位：回)	放課後児童指導員数 (※) (単位：人)	年間研修開催回数 (単位：回)	年間研修開催日数 (単位：日)			年間研修開催回数 (指定都市・中核市を除く) (単位：回)	
			1回あたり4日間で実施する 場合	1回あたり6日間で実施する 場合	1回あたり8日間で実施する 場合				1回あたり4日間で実施する 場合	1回あたり6日間で実施する 場合	1回あたり8日間で実施する 場合		
北海道	2,799	6	24	36	48	4	滋賀県	3	12	18	24	3	
青森県	852	2	8	12	16	2	京都府	3	12	18	24	3	
岩手県	1,234	3	12	18	24	3	大阪府	10	40	60	80	5	
宮城県	1,910	4	16	24	32	3	兵庫県	8	32	48	64	4	
秋田県	770	2	8	12	16	2	奈良県	1,068	12	18	24	2	
山形県	1,051	3	12	18	24	3	和歌山県	706	8	12	16	2	
福島県	1,428	3	12	18	24	3	鳥取県	664	8	12	16	2	
茨城県	3,260	7	28	42	56	7	島根県	1,154	12	18	24	3	
栃木県	1,984	4	16	24	32	4	岡山県	2,139	20	30	40	3	
群馬県	1,916	4	16	24	32	3	広島県	1,518	4	16	24	2	
埼玉県	5,557	12	48	72	96	9	山口県	1,361	3	12	18	3	
千葉県	4,589	10	40	60	80	7	徳島県	693	2	8	12	2	
東京都	8,215	17	68	102	136	17	香川県	747	2	8	12	16	1
神奈川県	4,384	9	36	54	72	4	愛媛県	1,237	3	12	18	2	
新潟県	2,064	5	20	30	40	3	高知県	574	2	8	12	16	1
富山県	1,390	3	12	18	24	2	福岡県	3,942	8	32	48	64	5
石川県	1,063	3	12	18	24	2	佐賀県	901	2	8	12	16	2
福井県	956	2	8	12	16	2	長崎県	1,438	3	12	18	24	2
山梨県	611	2	8	12	16	2	熊本県	1,599	4	16	24	3	
長野県	1,430	3	12	18	24	3	大分県	1,309	3	12	18	24	2
岐阜県	1,419	3	12	18	24	3	宮崎県	680	2	8	12	16	1
静岡県	2,618	6	24	36	48	4	鹿児島県	1,489	3	12	18	24	2
愛知県	5,082	11	44	66	88	7	沖縄県	1,320	3	12	18	24	3
三重県	1,813	4	16	24	32	4	合計	94,293	211	844	1,266	1,688	161

※ 放課後児童指導員数 (H26.5.1現在) には「資格なし」の者も含まれているが、基準省令第10条第3項第3号の要件で認定資格研修受講の資格を得ると仮定して含めている。

**1. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の理解【4.5時間(90分×3)】**

- ① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
- ② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
- ③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ

**2. 子どもを理解するための基礎知識【6.0時間(90分×4)】**

- ④ 子どもの発達理解
- ⑤ 児童期(6歳～12歳)の生活と発達
- ⑥ 障害のある子どもの理解
- ⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解

**3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援【4.5時間(90分×3)】**

- ⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
- ⑨ 子どもの遊びの理解と支援
- ⑩ 障害のある子どもの育成支援

**4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力【3時間(90分×2)】**

- ⑪ 保護者との連携・協力和相談支援
- ⑫ 学校・地域との連携

**5. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応【3時間(90分×2)】**

- ⑬ 子どもの生活面における対応
- ⑭ 安全対策・緊急時対応

**6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能【3時間(90分×2)】**

- ⑮ 放課後児童支援員の仕事内容
- ⑯ 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

合計 24時間(16科目)



添付資料 2

本研究で実施したヒアリング調査（調査対象一覧）



調査対象一覧

	対象	方法	担当	調査日
1	全国学童保育連絡協議会	対面 インタビュー	松村 高橋 野中	平成 26 年 12 月 25 日
2	子どもの領域研究所	対面 インタビュー	松村 高橋	平成 26 年 12 月 26 日
3	横浜 YMC A 健康福祉専門学校	対面 インタビュー	松村 高橋	平成 27 年 1 月 29 日
4	公益財団法人 藤沢市みらい創造財団	対面 インタビュー	依田	平成 27 年 2 月 3 日
5	公益社団法人 京都市児童館学童連盟	対面 インタビュー	渡部	平成 27 年 2 月 3 日
6	H 放課後児童クラブ	対面 インタビュー	松村 高橋	平成 27 年 2 月 5 日
7	一般財団法人 児童健全育成推進財団	対面 インタビュー	松村 高橋	平成 27 年 2 月 6 日
8	公益財団法人 さっぽろ青少年女性活動協会	対面 インタビュー	依田	平成 27 年 2 月 12 日
9	神奈川県県民局次世代育成課	対面 インタビュー	松村 高橋	平成 27 年 2 月 13 日
10	八尾市 こども未来部 青少年課 放課後児童育成室	対面 インタビュー	秋山 依田	平成 27 年 2 月 19 日
11	福島市 健康福祉部 児童福祉課	書面アンケート	依田 渡部	平成 27 年 2 月 25 日
12	法人 F	書面アンケート	依田 渡部	平成 27 年 3 月 4 日

平成 26 年度児童福祉問題調査研究事業  
放課後児童健全育成事業に従事する者の研修システムに関する研究

ヒアリングシート

【ご回答者】

所属名		(団体名の報告書記載 / 可 ・ 不可)	
氏 名		職 名	

※団体名は、アンケート先として研究報告書にて公表させていただく予定です。  
お差し支えのある場合は、所属先右欄にてお知らせください。

■ 貴団体の所管(または管理)する放課後児童クラブについてお尋ねします

1. 所管(または管理)する放課後児童クラブは、何か所ですか?

\_\_\_\_\_ か所

2. 所管(または管理)する放課後児童クラブの設置運営の形態は、どのようになっていますか?

(1) 公設公営 → \_\_\_\_\_ か所

(2) 公設民営 → \_\_\_\_\_ か所

(3) 民設民営 → \_\_\_\_\_ か所

3. 所管(または管理)する放課後児童クラブに勤務する職員は、何人ですか?

\_\_\_\_\_ 人

4. 放課後児童クラブ職員の採用の前提となる資格はありますか?

(該当するものすべてに○をつけてください)

(1) 保育士

(2) 教諭免許

(3) その他 ( \_\_\_\_\_ )

(4) 特になし

■貴団体の放課後児童クラブに従事する職員を対象とした研修についてお尋ねします

5. 研修の対象についてお尋ねします（実施されているものすべてに○をつけて下さい）

- (1) 新採用者（1年未満） (2) 初任者（1～3年未満） (3) 中堅職員（3～10年未満）  
(4) 指導者層（10年以上） (5) 施設長 (6) その他（ ）

6. 職場を離れておこなう研修（外部研修への派遣を除く）の実施状況についてお尋ねします

- (1) 平成25年度に実施された研修は延べ何回ですか？ → \_\_\_\_\_回  
(2) 研修の運営に当たる担当者はおおむね何人ですか？ → \_\_\_\_\_人

7. 職務を通じた職員の育成（OJT）についてお尋ねします（該当するものに○をつけて下さい）

- (1) 個々の児童クラブごとに独自の職場内研修がおこなわれていますか？  
→ ①はい ②いいえ ③把握していない ④その他（ ）
- (2) 事例検討や業務改善のためのスーパービジョンはおこなわれていますか？  
→ ①はい ②いいえ ③把握していない ④その他（ ）

8. 研修の運営管理等についてお尋ねします

（①か②のいずれか該当するほうに○をつけて下さい。また、その理由を教えてください）

- (1) 所属職員の研修受講計画を策定していますか？ → ①はい ②いいえ  
(理由 \_\_\_\_\_)
- (2) 所属職員の受講記録は管理されていますか？ → ①はい ②いいえ  
(理由 \_\_\_\_\_)
- (3) 研修効果を何かの方法で測定されていますか？ → ①はい ②いいえ  
(理由 \_\_\_\_\_)
- (4) 研修の受講は人事考課や処遇に関係することがありますか？ → ①ある ②ない  
(理由 \_\_\_\_\_)
- (5) 所属職員が研修を受けやすくなる仕組みはありますか？ → ①ある ②ない  
(理由 \_\_\_\_\_)
- (6) 所属職員の自己研鑽のための時間的、情動的、経済的な支援はありますか？  
→ ①ある ②ない  
(理由 \_\_\_\_\_)



■貴団体が実施されている各種研修の手法等についてお尋ねします  
(放課後児童クラブの職員以外が対象となる研修も含んでご回答ください)

9. これまで研修にデジタル教材 (DVD等) を使用したことがありますか?

(1)使用した           (2)使用したことはない           (3)その他



(1)と答えた方にお聞きします。

①それはどのようなものですか?

( )

②受講生の反応はどうでしたか?

a. 好評           b. 不評           c. その他 ( )

※ご回答の理由 ( )

10. e-learning (PC やインターネットを使った遠隔地学習)による研修の要望はありますか?

(1)ある           (2)ない           (3)その他 ( )

※ご回答の理由 ( )

11. 今後、e-learning を研修に導入する予定はありますか?

(1)ある           (2)ない           (3)その他 ( )

※ご回答の理由 ( )

12. どのようなデジタル教材があれば効果的だと思いますか?

(必要と思うものすべてに○をつけて下さい)

(1)イラスト・図絵           (2)写真           (3)動画           (4)その他 ( )

※回答理由 ( )

13. その他、研修の教材として、何か欲しい物がありますか?

(1)ある           (2)ない           (3)その他 ( )



(1)と答えた方にお聞きします。

それはどのようなものですか?

( )

■放課後児童クラブに従事する職員の研修に関して、現状での悩みや今後の課題についてお尋ねします（自由記述）

※各設問について、具体的な関連資料があれば、可能な範囲で添付をお願いします

## 【執筆者一覧】

第一章 本研究の背景と研究目的・方法(事業要旨)	松村祥子
第二章 放課後児童クラブの研修の現状と課題	依田秀任 渡部博昭
第三章 放課後児童クラブに従事する者の研修に e-learning を導入する 意義と課題	
第一節 デジタル教材等の活用状況についての聞き取り調査	松村祥子 高橋秀明
第二節 放課後児童支援員研修における学習効果	松村祥子 高橋秀明
第三節 保育系・福祉系分野における映像資料の分析	秋山展子
第四章 研究のまとめと提言	
まとめと提言	各委員
今後の研究課題と謝辞	松村祥子

## 【成果の公表方法】

本研究の成果をより広く周知し関係各所に活用していただくために、全国規模での児童厚生員・放課後児童指導員等の研修を実施し関係情報の周知広報をおこなっている一般財団法人児童健全育成推進財団のホームページでの掲載を依頼する。

(<http://www.jidoukan.or.jp/project/research/old.html>)

一般財団法人児童健全育成推進財団

児童館・放課後児童クラブの職員研修をはじめとして、児童健全育成に関する総合的な支援活動をおこなっている。

## 【研究会・ワーキンググループの開催概要】

### 【委員会】

	日 時	場 所	出席委員
第1回	平成26年12月8日(月) 10:00~12:00	児童健全育成推進財団会議室	松村・高橋・秋山・ 依田・渡部・野中
第2回	平成27年1月9日(金) 10:00~12:00	児童健全育成推進財団会議室	松村・高橋・秋山・ 依田・野中
第3回	平成27年2月6日(金) 10:00~12:00	児童健全育成推進財団会議室	松村・高橋・秋山・ 依田・渡部・野中
第4回	平成27年3月6日(金) 15:00~17:00	児童健全育成推進財団会議室	松村・高橋・秋山・ 依田・渡部

### 【ワーキング】

	日 時	場 所	出席委員
第1回	平成26年12月15日(月) 10:30~12:30	放送大学東京文京学習センター 内(東京オフィス応接室3)	松村・高橋
第2回	平成26年12月18日(木) 10:00~12:00	児童健全育成推進財団	秋山・依田・渡部
第3回	平成26年12月25日(木) 13:30~15:00	全国学童保育連絡協議会	松村・高橋・野中
第4回	平成26年12月26日(金) 10:30~12:00	子どもの領域研究所	松村・高橋
第5回	平成27年1月19日(月) 10:30~12:00	放送大学東京文京学習センター 内(東京オフィス応接室3)	松村・高橋
第6回	平成27年2月16日(月) 10:30~12:30	放送大学東京文京学習センター 内(東京オフィス応接室3)	松村・高橋
第7回	平成27年3月14日(土) 11:00~14:00	児童健全育成推進財団	依田・渡部
第8回	平成27年3月15日(日) 11:00~14:00	児童健全育成推進財団	依田・渡部
第9回	平成27年3月21日(土) 11:00~14:00	児童健全育成推進財団	依田・渡部
第10回	平成27年3月22日(日) 11:00~14:00	児童健全育成推進財団	依田・渡部

平成26年度児童福祉問題調査研究事業 報告書  
放課後児童健全育成事業に従事する者の研修システムに関する研究  
平成27年3月  
秋草学園短期大学

主任研究者 放送大学名誉教授 松村祥子